

1 電気・ガス価格激変緩和対策に係る  
2 特定小売供給約款の特例認可等について  
3

4 令和5年9月14日  
5

6 電力・ガス取引監視等委員会事務局  
7

8 総務課  
9

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2023年9月8日付け及び同月12日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料4-1のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

【申請者】

- みなし小売電気事業者（10者）
  - ・北海道電力株式会社
  - ・東北電力株式会社
  - ・東京電力エナジーパートナー株式会社
  - ・中部電力ミライズ株式会社
  - ・北陸電力株式会社
  - ・関西電力株式会社
  - ・中国電力株式会社
  - ・四国電力株式会社
  - ・九州電力株式会社
  - ・沖縄電力株式会社

- 一般送配電事業者（10者）
  - ・北海道電力ネットワーク株式会社
  - ・東北電力ネットワーク株式会社
  - ・東京電力パワーグリッド株式会社
  - ・中部電力パワーグリッド株式会社
  - ・北陸電力送配電株式会社

- 33      • 関西電力送配電株式会社
- 34      • 中国電力ネットワーク株式会社
- 35      • 四国電力送配電株式会社
- 36      • 九州電力送配電株式会社
- 37      • 沖縄電力株式会社
- 38
- 39      ○みなしガス小売事業者（1者）
  - 40      • 東邦瓦斯株式会社
- 41
- 42      ○一般ガス導管事業者（2者）
  - 43      • 東京ガスネットワーク株式会社
  - 44      • 大阪ガスネットワーク株式会社
- 45

46 1. 今回の申請（29件）の概要

47

48 令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「本閣議決定」という。資料4-2）を受け、小売電気事業者等を通じて料金の値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本激変緩和対策事業」という。）  
49  
50  
51 が実施されている。

52

53 更に、沖縄県内においては、沖縄県及び沖縄県経営者協会により、令和5年6月検針  
54 日以降の電気料金の値引きを行う「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」（以下「本沖縄緊急  
55 対策事業」という。資料4-3）が実施されている。

56

57 ※本激変緩和対策事業の仕組み（スキーム）は以下のとおり。



58

59 ※出典：<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

60

61 本激変緩和対策事業及び本沖縄緊急対策事業に対応した電気・ガス料金の値引きを行  
62 うため、これまで、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受けた又は届  
63 け出た約款の遵守義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可・承認を受ける  
64 ための申請があり、経済産業大臣からの意見の求めを踏まえて、電力・ガス取引監視  
65 等委員会で審議し、それぞれ認可・承認を行うことに異存ない旨を回答した。

66

67 各社は、当委員会の回答を踏まえて経済産業大臣から認可・承認がなされた供給条件  
68 によって電気・ガス料金の値引きを行っているところであるが、その値引きの期間は、

69 本激変緩和対策事業及び本沖縄緊急対策事業の期間に応じて、令和5年9月使用分まで<sup>1</sup>  
70 とされている。

72 この度、本激変緩和対策事業及び本沖縄緊急対策事業の期間が延長されることが決定  
73 したことから（資料4-4、資料4-5）、電気・ガス料金の値引きの期間を延長するた  
74 め、改めて各社から約款以外の供給条件の認可・承認の申請がなされた。

76 ※本激変緩和対策事業（期間延長後）による値引きの額は以下のとおり（資料4-  
77 4）。

78 • 電気（令和5年12月使用分まで）

79 低圧：3.5円/kWh

80 高圧：1.8円/kWh

81 特別高圧：対象外

82 • 都市ガス（令和5年12月使用分まで）

83 年間契約量1000万m<sup>3</sup>未満：15円/m<sup>3</sup>

84 年間契約量1000万m<sup>3</sup>以上：対象外

86 ※本沖縄緊急対策事業（期間延長後）による値引きの額は以下のとおり（資料4-5  
87 【9/8 沖縄県会見資料】）。

88 • 電気（令和5年12月使用分まで）

89 低圧：1.5円/kWh

90 高圧：1.2円/kWh

91 特別高圧：対象外<sup>2</sup>

## 93 (1) 電気

94 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10件）

95 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の  
96 規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第

---

<sup>1</sup> 電気は、令和5年10月の検針日前までの期間に使用される電気の料金に適用。ガスは、料金算定期間の末日が令和5年10月30日までの間に属するガスの料金に適用。

<sup>2</sup> 特別高圧については、小売電気事業者による電気料金の値引きを通じてではなく、沖縄県が直接、需要家に対して3.0円/kWhの支援を実施（令和5年12月使用分まで）。

97 21条第1項ただし書の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場  
98 合における供給条件の認可を受けるための申請

99  
100 ②最終保障供給約款関係（沖縄を除く一般送配電事業者）（9件）

101 電気事業法（昭和39年法律第170号）第20条第2項ただし書の規定により、最終  
102 保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるため  
103 の申請

104  
105 ③離島等供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7件）

106 電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、離島等供給約款により難い特別の  
107 事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

108  
109 （2）ガス

110 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（1件）

111 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4  
112 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業  
113 法第20条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事  
114 情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

115  
116 ②最終保障供給約款関係（一般ガス導管事業者）（2件）

117 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第51条第2項ただし書の規定により、最終保  
118 障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための  
119 申請

121 **2. 申請に係る供給条件の概要**

122 (1) 電気

123 ① 低圧

124 令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間に使用される電  
125 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従  
126 って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

127  
128 また、沖縄電力株式会社については、本沖縄緊急対策事業の期間の延長を踏まえ、  
129 令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間に使用される電気  
130 の料金に適用となる燃料費調整単価は、上記にて算出した燃料費調整単価からさらに  
131 1.5円/kWhを差し引いた額とする。

132  
133 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款  
134 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に  
135 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に3.5円/kWh  
136 （沖縄電力は5.0円/kWh）を乗じた額を差し引いた額とする。

137  
138 ② 高圧

139 令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間に使用される電  
140 気の料金に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び  
141 離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額とす  
142 る。

143  
144 また、沖縄電力株式会社については、本沖縄緊急対策事業の期間の延長を踏まえ、  
145 令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間に使用される電気  
146 の料金に適用となる燃料費調整単価は、上記にて算出した燃料費調整単価からさらに  
147 1.2円/kWhを差し引いた額とする。

148  
149 (2) ガス

150 料金算定期間の末日が令和5年11月1日から令和6年1月31日までの間に属するガ  
151 スの料金については、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算

152 出した基準単位料金又は調整単位料金から 15 円/ $m^3$ を引き下げる額を、基準単位料金又  
153 は調整単位料金とする。

154  
155 ※大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直  
156 接 15 円/ $m^3$ を引くことができないため、LNG 價格や LPG 價格の入力値を調整するこ  
157 とで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数についても、本激変  
158 緩和対策事業の対象となっている。

### 160 **3. 本供給条件による供給を必要とする理由**

161 本閣議決定に基づく激変緩和措置の期間の延長が決定されたことを受け、引き続き、  
162 応急かつ暫定的な措置として本措置が必要である。また、沖縄電力については、本沖縄  
163 緊急対策事業の期間の延長が決定されたことも受け、応急かつ暫定的な措置として本措  
164 置が必要である。

### 165 **4. 経済産業大臣への回答について**

166 本申請（29 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの  
167 審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支  
168 えないものと考えられる。

169 これを踏まえ、資料 4－6 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認  
170 可等をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することしたい。

171  
172  
173

174 参考：関係条文

175 (1) 電気

176 ①特定小売供給約款関係

177

178 ○旧電気事業法

179 第二十二条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第  
180 四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第  
181 二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条  
182 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要  
183 （特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行  
184 うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合にお  
185 いて、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の  
186 規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、こ  
187 の限りでない。

188

189 ○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基  
190 準等（平成28年3月28日制定）

191 第1 審査基準

192 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給  
193 条件の認可

194 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ  
195 であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

196 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金  
197 を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

198 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行う  
199 ことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味  
200 な場合

201 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電  
202 気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的  
203 に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価  
204 の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

206 ②最終保障供給約款関係

207

208 ○電気事業法

209 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定  
210 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな  
211 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

212 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において  
213 「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはな  
214 らない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、  
215 経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、こ  
216 の限りでない。

217 3・4（略）

218

219 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（平成12年7月1日制  
220 定）

221 第1 審査基準

222 （15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

223 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査  
224 基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的  
225 には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時  
226 的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

227

228 ③離島等供給約款関係

229

230 ○電気事業法

231 第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

234 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において  
235 「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならな  
236 い。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経  
237 濟産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、  
238 この限りでない。

239 3・4（略）

240

241 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年7月1日制  
242 定）

243 第1 審査基準

244 （17） 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認

245 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基  
246 準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に  
247 は、例えば、次のような場合とする。

- 248 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を  
249 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- 250 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島等の需要家と一律の取引を行うことを  
251 前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

252 (2) ガス

253 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

254

255 ○旧ガス事業法

256 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域における一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

263

264 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等（平成29年3月31日制定）

265 第1 審査基準

266 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

267 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等について、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガスの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

277 ②最終保障供給約款関係

278

279 ○ガス事業法

280 第五十五条第一項 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件  
281 について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け  
282 出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

283 2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つては  
284 ならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行ふときは、この限りでない。

285 3・4（略）

286

287 ○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等（平成12年10月2  
288 日制定）

289 第1 審査基準

290 （17）法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認  
291 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たつ  
292 ては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のよう  
293 な約款として定めるになじまない場合か否かを判断するものとする。

294 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を  
295 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

296

## 経済産業省

2023年9月12日  
令和5年9月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

### 特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年9月12日

北海道電力株式会社

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販料企第6号  
2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
代表取締役  
社長執行役員 齋藤晋

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載した通りであります。

別 紙

# 特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年10月1日実施

北海道電力株式会社

# 料金その他の供給条件の内容

## 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款附則12（臨時電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款附則13（農事用電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則

3 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) (2)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2)ニ, 供給約款 16 (従量電灯) (3)ホ, 供給約款 17 (臨時電灯) (2)ハ, 供給約款 17 (臨時電灯) (3)ロ, 供給約款 18 (公衆街路灯) (2)ニ, 供給約款附則 11 (低圧電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される供給約款 19 (低圧電力) (5), 供給約款附則 12 (臨時電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される供給約款 20 (臨時電力) (3)ロもしくは供給約款附則 13 (農事用電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される供給約款 21 (農事用電力) (3)の電力量料金は, 供給約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については, 供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

## 別 表 (燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1874$

$\beta = 0.0899$

$\gamma = 1.0036$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times 2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times 2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。
- ア 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、**b**の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間

- ア 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、**a**に準ずるものといたします。この場合、**a**にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。
- (ロ) 本則2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

$$\text{燃料費} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費  
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおり  
といたします。

電 灯	10 ワットまでの1灯につき	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる1灯につき 50 ワットまでごとに	67 円 97 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 50 ボルトア ンペアまでごとに	40 円 60 銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日  
につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで の場合	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットを こえ 1 キロワッ トを増すごとに
1 日につき	5 円 76 銭	11 円 51 銭	23 円 03 銭	34 円 54 銭	11 円 51 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 銭
-------------	----------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	67 錢 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 34 錢 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 68 錢 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 02 錢 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 70 錢 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 35 錢 4 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 00 錢 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 00 錢 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 00 錢 3 厘

#### ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘
---------------------	--------------

#### ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットを こえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	28 錢 4 厘	56 錢 8 厘	1 円 13 錢 6 厘	1 円 70 錢 4 厘	56 錢 8 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 錢 3 厘
-------------	----------

**3 燃料費調整単価等のお知らせ**

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (燃料費調整額の算定) (2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		(a)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	(※2)
				(※1)	
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円 59銭
		10Wをこえ20Wまで	"	7.768	27円 19銭
		20Wをこえ40Wまで	"	15.536	54円 38銭
		40Wをこえ60Wまで	"	23.304	81円 56銭
		60Wをこえ100Wまで	"	38.840	135円 94銭
		100W超過50Wまでごとに	"	19.420	67円 97銭
臨時電灯A	小型機器	50VAまで	1機器	11.601	40円 60銭
		50VAをこえ100VAまで	"	23.202	81円 21銭
		100VA超過50VAまでごとに	"	11.601	40円 60銭
	50VAまで1日につき	50VAまで1日につき	1契約	0.313	1円 10銭
		50VAをこえ100VAまで1日につき	"	0.626	2円 19銭
		100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日につき	"	0.626	2円 19銭
臨時電力	0.5kWの場合1日につき	500VA超過1kVAまで1日につき	"	6.260	21円 91銭
		1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日につき	"	6.260	21円 91銭
1kW1日につき	0.5kWの場合1日につき	1契約	—	(※3) 11円 52銭	
	1kW1日につき	1kW	6.579	23円 03銭	

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	
				(※1)	(※2)
			(b)	(a)*(b)	
農事用電力 (脱穀調整用 電力)	0.5kW の場合 1 日につき		1 契約	1.645	5 円 76 銭
	1kW の場合 1 日につき		"	3.289	11 円 51 銭
	2kW の場合 1 日につき		"	6.579	23 円 03 銭
	3kW の場合 1 日につき		"	9.868	34 円 54 銭
	3kW 超過 1kW 増すごとに		"	3.289	11 円 51 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販戦第8号

2023年9月12日

経済産業大臣 西村康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口康二郎  
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客様さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(1)

ハの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

2(適用期間)に定める適用期間における、供給約款15(定額電灯)(4)もしくは供給約款18(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16(従量電灯)(1)ニ、供給約款17(臨時電灯)(1)ハ、供給約款20(臨時電力)(3)イ、供給約款21(農事用電力)(2)ハもしくは供給約款附則4(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)(1)の料金または供給約款16(従量電灯)(2)ニ、供給約款16(従量電灯)(3)ホ、供給約款17(臨時電灯)(2)ハ、供給約款17(臨時電灯)(3)ロ、供給約款18(公衆街路灯)(2)ニ、供給約款19(低圧電力)(5)、供給約款20(臨時電力)(3)ロもしくは供給約款21(農事用電力)(1)ハの電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

# 別 表

## 燃料費調整

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定

された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{83,500円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、125,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - \text{83,500円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が125,300円を上回る場合

平均燃料価格は、125,300円といたします。

$$\text{基準燃料費} = (\text{125,300円} - \text{83,500円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金

の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、  
または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合  
は、aにいう検針日は、応当日といいたします。

口 2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費  
調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{燃 料 費} = \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価} + \text{(ホ)に定める特別措置の}\newline \text{調 整 单 価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円の場合

$$\text{燃 料 費} = \text{(ホ)に定める特別措置の}\newline \text{調 整 单 価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回  
る場合

$$\text{燃 料 費} = \text{(ホ)に定める特別措置の}\newline \text{調 整 单 価} - \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

$$\text{燃 料 費} = \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価} - \text{(ホ)に定める特別措置の}\newline \text{燃 料 費 調 整 单 価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(ア) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ  
き次のとおりといいたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	13 円 59 錢
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 錢
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 錢
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	81 円 56 錢
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	135 円 94 錢
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	135 円 94 錢
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40 円 60 錢
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 錢
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 錢

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 錢

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 錢

(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	41 円 45 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20 円 73 錢

(e) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	5 円 76 錢
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 錢
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23 円 03 錢
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34 円 54 錢
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワット増すごとに 1 日につき	11 円 51 錢

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 錢
-------------	----------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力Bおよび農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定され

た燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

## ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 錢 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 錢 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 錢 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 錢 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 錢 3 厘

## ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 29 錢 6 厘
---------------------	--------------

## ニ 農事用電力B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 33 錢 2 厘
---------------------	--------------

## ホ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	32 錢 3 厘	64 錢 8 厘	1 円 29 錢 6 厘	1 円 94 錢 3 厘	64 錢 8 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 錢 7 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (燃料費調整額の算定) (2)によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		特別措置の燃料費調整単価 (a)
1 kWh につき	低圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	特別措置の燃料費調整単価
				(※1)	(※2)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1 灯	3.884	13 円 59 銭
		20Wまで	〃	7.768	27 円 19 銭
		40Wまで	〃	15.536	54 円 38 銭
		60Wまで	〃	23.304	81 円 56 銭
		100Wまで	〃	38.840	135 円 94 銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	135 円 94 銭
	小型 機器	50VAまでの機器	1 機器	11.601	40 円 60 銭
		100VAまでの機器	〃	23.202	81 円 21 銭
		100VA超過 100VAまでごとに	〃	23.202	81 円 21 銭
臨時電灯A		50VAまで 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 10 銭
		100VAまで 1 日につき	〃	0.626	2 円 19 銭
		100VA超過 500VAまでの 100VAまでごとに 1 日につき	〃	0.626	2 円 19 銭
		500VA超過 1kVAまでの 1日につき	〃	6.260	21 円 91 銭
		1kVA超過 3kVAまでの 1kVAまでごとに 1 日につき	〃	6.260	21 円 91 銭
	臨時電力	0.5 kWの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 11 円 52 銭
		1 kW 1 日につき	1 kW	6.579	23 円 03 銭
農事用電力B (育苗温床用電力)		0.5 kWの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 20 円 73 銭
		1 kW 1 日につき	1 kW	11.842	41 円 45 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)		0.5 kWの場合 1 日につき	1 契約	1.645	5 円 76 銭
		1 kWの場合 1 日につき	〃	3.289	11 円 51 銭
		2 kWの場合 1 日につき	〃	6.579	23 円 03 銭
		3 kWの場合 1 日につき	〃	9.868	34 円 54 銭
		3 kW超過 1 kW増すごとに 1 日につき	〃	3.289	11 円 51 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販本発5第5号

令和5年9月12日

経済産業大臣 西村康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山岸桃子

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日 及び実施期間	実施期日：令和5年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容および実施期間

#### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和5年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)亦、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口もしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整

額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、供給約款15 (定額電灯) (4) もしくは供給約款18 (公衆街路灯) (1) 口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16 (従量電灯) (1) ニ、供給約款17 (臨時電灯) (1) ハ、供給約款20 (臨時電力) (3) イ、供給約款附則5 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2) もしくは供給約款附則6 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) (2) の料金または供給約款16 (従量電灯) (2) ニ、供給約款16 (従量電灯) (3) ホ、供給約款17 (臨時電灯) (2) ハ、供給約款17 (臨時電灯) (3) 口、供給約款18 (公衆街路灯) (2) ニ、供給約款19 (低压電力) (5)、供給約款20 (臨時電力) (3) 口もしくは供給約款21 (農事用電力) (3) の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (イ)、(ロ) または (ハ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (ニ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

# 別 表

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(86,100\text{円} - \text{平均燃料価格})}{1,000} \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り，かつ，129,200円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円})}{1,000} \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合  
平均燃料価格は，129,200円といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(129,200\text{円} - 86,100\text{円})}{1,000} \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は，bの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 本則2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃 料 費} = \text{基準燃料費調整単価} + \begin{array}{l} (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の} \\ \text{調整単価} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{燃 料 費 調 整 単 値} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\text{燃 料 費} = \begin{array}{l} (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃 料 費} = \begin{array}{l} (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の} \\ \text{調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{燃 料 費 調 整 单 値} \end{array}$$

(二) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

$$\text{燃 料 費} = \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

$$\text{調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)  
によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭
契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

### (3) 燃料費調整額

#### イ 定額制供給の場合

##### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

##### (ロ) 臨時電灯A, 臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

#### ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 價

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

#### (1) 定額制供給の場合

##### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
電 灯	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

## ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11 銭 4 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

## ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

## ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

### (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(燃料費調整額の算定)(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1(燃料費調整額の算定)(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

## 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省  
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		(a)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3 円 50 錢

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	(※2)
			(b)	(a)*(b)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	3. 884	13 円 59 錢
		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	7. 768	27 円 19 錢
		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	15. 536	54 円 38 錢
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	23. 304	81 円 56 錢
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	38. 840	135 円 94 錢
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	38. 840	135 円 94 錢
	小型 機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	11. 601	40 円 60 錢
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23. 202	81 円 21 錢
		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	23. 202	81 円 21 錢

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	(※2)
		(b)	(a)*(b)
臨時電灯A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	1 円 10 錢
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 錢
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.626	2 円 19 錢
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 錢
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	6.260	21 円 91 錢
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	23 円 03 錢
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 11 円 52 錢
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	5 円 76 錢
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	11 円 51 錢
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	23 円 03 錢
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	34 円 54 錢
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	11 円 51 錢

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

# **特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書**

2023年9月12日

中部電力ミライズ株式会社

## 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 1 号  
2023年 9 月 12 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役  
社長執行役員 大谷 真哉

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年2月14日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)、供給約款18（公衆街路灯）(1)口もしくは供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、供給約款 15 (定額電灯) (4), 供給約款 18 (公衆街路灯) (1)口もしくは供給約款附則 3 (定額電灯のお客さまについての特別措置) (1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16 (従量電灯) (1)ニ, 供給約款 17 (臨時電灯) (1)ハ, 供給約款 20 (臨時電力) (3)イ, 供給約款 21 (農事用電力) (2)ニ(イ), 供給約款附則 5 (農事用電灯のお客さまについての特別措置) (1), 供給約款附則 6 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは供給約款附則 7 (農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置) (2)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2)ニ, (3)ホ, 供給約款 17 (臨時電灯) (2)ハ, (3)ロ, 供給約款 18 (公衆街路灯) (2)ニ, 供給約款 19 (低圧電力) (5), 供給約款 20 (臨時電力) (3)ロ, 供給約款 21 (農事用電力) (1)ハ, (2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (3)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表 (燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といいます。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といいたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，68,900円以下の場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合  
平均燃料価格は，68,900円といたします。

$$\text{基準燃料費} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は，b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，a にいう検針日は，応当日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃 料 費} = \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価} + \begin{matrix} (\text{ホ}) \text{ に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{matrix}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\text{燃 料 費} = \begin{matrix} (\text{ホ}) \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調 整 单 価} \end{matrix}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃 料 費} = \begin{matrix} (\text{ホ}) \text{ に定める特別措置} \\ \text{調 整 单 価} \end{matrix} - \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃 料 費} = \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価} - \begin{matrix} (\text{ホ}) \text{ に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{matrix}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(ア) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は, 各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	13円59銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	27円19銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	54円38銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	81円56銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	135円94銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	135円94銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81円21銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	81円21銭

(b) 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1) の適用を受けているラジオの小型機器料金について、特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	16円24銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	24円36銭

(c) 臨時電灯 A  
特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアま での場合	2円19銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペ アまでの場合	21円91銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11円52銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23円03銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20円73銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41円45銭

(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	5円76銭
契約電力1キロワットの場合 1 日につき	11円51銭
契約電力2キロワットの場合 1 日につき	23円03銭
契約電力3キロワットの場合 1 日につき	34円54銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに 1 日につき	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3円50銭
-------------	-------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力Bおよび供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

□ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A, 供給約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	90銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円81銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円62銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円43銭4厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9円05銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9円05銭7厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円70銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円41銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円41銭1厘

口 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1台につき	1円08銭2厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1台につき	1円62銭4厘

#### ハ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14銭6厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円46銭0厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

#### ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円53銭5厘
---------------------	---------

## ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

ヘ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

## (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

## 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

### に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)  
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)  
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		(a)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1) (b)	(※2) (a)×(b)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭
		20Wまで	〃	7.768	27円19銭
		40Wまで	〃	15.536	54円38銭
		60Wまで	〃	23.304	81円56銭
		100Wまで	〃	38.840	135円94銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	135円94銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	40円60銭
		100VAまで	〃	23.202	81円21銭
		100VA超過 100VAまでごとに	〃	23.202	81円21銭
(附則)	ラジオ	20VAまで	1台	4.640	16円24銭
		30VAまで	〃	6.961	24円36銭
臨時電灯A		50VAまで 1日につき	1契約	0.313	1円10銭
		100VAまで 1日につき	〃	0.626	2円19銭
		100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	〃	0.626	2円19銭
		500VA超過 1kVAまで 1日につき	〃	6.260	21円91銭
		1kVA超過 3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	〃	6.260	21円91銭
	臨時電力	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	(※3)11円52銭
		1kW 1日につき	〃	6.579	23円03銭

農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)20 円 73 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	41 円 45 銭
農事用電力（附則）	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	5 円 76 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	11 円 51 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	23 円 03 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	34 円 54 銭
	3 kW 超過 1 kW 増すごとに 1 日につき	〃	3.289	11 円 51 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

# **特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書**

2023年9月12日

北陸電力株式会社

## 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第 11 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山県富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 松田 光司

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款

16（従量電灯）(3)亦、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)、供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロ、供給約款附則 6（低圧電力のお客さまについての特別措置）、供給約款附則 7（臨時電力のお客さまについての特別措置）、供給約款附則 8（農事用電力 A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）もしくは供給約款附則 9（農事用電力 B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)亦、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)、供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロ、供給約款附則 6（低圧電力のお客さまについての特別措置）、供給約款附則 7（臨時電力のお客さまについての特別措置）、供給約款附則 8（農事用電力 A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）もしくは供給約款附則 9（農事用電力 B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)ま

たは(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (79,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り，かつ，  
119,700 円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,700 円を上回る場合  
平均燃料価格は，119,700 円といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (119,700 \text{ 円} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、  
b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から2023年11月の 検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から2023年12月の 検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から2024年1月の 検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

燃料費  
調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円の場合

燃料費  
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費  
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(二) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費  
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの1灯につき	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	135 円 94 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 錢

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 錢

(d) 農事用電力 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	41 円 45 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20 円 73 錢

(e) 農事用電力（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	5円76銭	11円51銭	23円02銭	34円53銭	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力Bおよび農事用電力（脱穀調整需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

#### ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円03銭3厘

## ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 錢 6 厘
---------------------	--------------

## ニ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 95 錢 4 厘
---------------------	--------------

## ホ 農事用電力（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	27銭2厘	54銭2厘	1円08銭6厘	1円62銭8厘	54銭2厘

## (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 錢 5 厘
-------------	----------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1 (燃料費調整額の算定) (2) によって算定された燃料費調整単価を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

## **電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類**

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)  
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)  
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		(a)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	
				(※1)	(※2)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円 59銭
		20Wまで		7.768	27円 19銭
		40Wまで		15.536	54円 38銭
		60Wまで		23.304	81円 56銭
		100Wまで		38.840	135円 94銭
		100W超過 100Wまでごとに		38.840	135円 94銭
臨時電灯A	小型機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	40円 60銭
		100VAまでの機器		23.202	81円 21銭
		100VA超過 100VAまでごとに		23.202	81円 21銭
		50VAまで 1日につき		0.313	1円 10銭
		100VAまで 1日につき		0.626	2円 19銭
		100VA超過 500VAまで 100VAまでごとに 1日につき		0.626	2円 19銭
臨時電力		500VA超過 1kVAまで 1日につき	1契約	6.260	21円 91銭
		1kVA超過 3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき		6.260	21円 91銭
農事用電力B		1kW 1日につき	1kW	6.579	23円 03銭
		0.5kW 1日につき		—	※3 11円 52銭
農事用電力 (脱穀調整需要)		1kW 1日につき	1kW	11.842	41円 45銭
		0.5kW 1日につき		—	※3 20円 73銭
農事用電力 (脱穀調整需要)		0.5kW 1日につき	1契約	1.645	5円 76銭
		1kW 1日につき		3.289	11円 51銭
		2kW 1日につき		6.578	23円 02銭
		3kW 1日につき		9.867	34円 53銭
		3kW超過 1kW 増すごとに 1日につき		3.289	11円 51銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

# **特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書**

2023年9月12日

関西電力株式会社

## 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発第 12 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年2月14日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)、供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

2(適用期間)に定める適用期間における、供給約款15(定額電灯)(4)、供給約款18(公衆街路灯)(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款17(臨時電灯)(1)ハ、供給約款20(臨時電力)(3)イ、供給約款附則4(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)(2)、供給約款16(従量電灯)(1)ニ、供給約款16(従量電灯)(2)ホ、供給約款17(臨時電灯)(2)口、供給約款17(臨時電灯)(3)口、供給約款18(公衆街路灯)(2)口、供給約款18(公衆街路灯)(3)ハ、供給約款19(低圧電力)(5)、供給約款20(臨時電力)(3)口、供給約款21(農事用電力)(3)の電力量料金は、各供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)口(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)口(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\frac{\text{基 準}}{\text{燃 料 費 調 整 単 価}} = \frac{(27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}}{}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、  
40,700 円以下の場合

$$\frac{\text{基 準}}{\text{燃 料 費 調 整 単 価}} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}}{}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合  
平均燃料価格は、40,700 円といたします。

$$\frac{\text{基 準}}{\text{燃 料 費 調 整 単 価}} = \frac{(40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の 基 準 単 価}}{1,000}}{}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。
- a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、  
b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023 年 6 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日までの期間	2023 年 10 月の検針日から 2023 年 11 月の検針日の前日までの期間
2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間	2023 年 11 月の検針日から 2023 年 12 月の検針日の前日までの期間
2023 年 8 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間	2023 年 12 月の検針日から 2024 年 1 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします

す。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} \end{aligned}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの1灯につき	13 円 59 錢
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	27 円 19 錢
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	54 円 38 錢
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	81 円 56 錢
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	135 円 94 錢
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	135 円 94 錢
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	40 円 60 錢
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	81 円 21 錢
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 錢

#### (b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 錢

総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 錢

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 錢
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 錢

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1 日につき	5 円 76 錢	11 円 51 錢	23 円 03 錢	34 円 54 錢	11 円 51 錢

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	52 円 50 錢
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 50 錢

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 銭
-------------	----------

### (3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

#### (イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

#### (ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

#### (1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	64 錢 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 28 錢 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 56 錢 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 84 錢 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 40 錢 9 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 40 錢 9 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 91 錢 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 82 錢 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 錢 8 厘

#### ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 03 錢 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 03 錢 3 厘

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価

の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 錢 6 厩
---------------------	--------------

## 二 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	27 錢 2 厩	54 錢 2 厩	1 円 08 錢 6 厩	1 円 62 錢 8 厩	54 錢 2 厩

### (2) 従量制供給の場合

#### イ 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロ ワット時まで	2 円 47 錢 5 厩
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	16 錢 5 厩

#### ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 錢 5 厩
-------------	----------

## 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

## **電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類**

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)  
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)  
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和 5 年 10 月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 5 年 11 月分から令和 6 年 1 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価

## ○従量制供給の場合

		(a)
1kWh につき	低圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭

## ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	(※2)
				(※1)	
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	13 円 59 銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	27 円 19 銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	54 円 38 銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	81 円 56 銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	135 円 94 銭
		100W をこえる 100W までごとくに		38.840	135 円 94 銭
	小型機器	50VA まで		11.601	40 円 60 銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	81 円 21 銭
		100VA をこえる 100VA までごとくに		23.202	81 円 21 銭
臨時電灯 A	臨時電灯 A	50VA まで	1 契約 1 日につき	0.313	1 円 10 銭
		50VA をこえ 100VA まで		0.626	2 円 19 銭
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとくに		0.626	2 円 19 銭
		500VA をこえ 1kVA まで		6.260	21 円 91 銭
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとくに		6.260	21 円 91 銭
		0.5kW の場合		-	(※3) 11 円 52 銭
臨時電力	臨時電力	1 kW の場合	1 契約 1 日につき	6.579	23 円 03 銭
		0.5kW の場合			
(脱穀調整用電力)	(脱穀調整用電力)	1kW の場合	1 契約 1 日につき	3.289	11 円 51 銭
		2kW の場合		6.579	23 円 03 銭
		3kW の場合		9.868	34 円 54 銭
		3kW をこえ 1kW を増すごとくに		3.289	11 円 51 銭

従量電灯A	最初の 15kWh まで	1 契約	15. 000	52 円 50 銭
臨時電灯B 公衆街路灯B	15kWh 超過分	1 契約	1. 000	3 円 50 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年9月12日

中国電力株式会社

## 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販計 第 29 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

広島市中区小町 4 番 33 号

中國電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)口(イ)、供給約款21（農事用電力）(3)ニ(イ)もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(1)ハ、供給約款21（農事用電力）(2)口(ロ)もしくは供給約款21（農事用電力）(3)ニ(ロ)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)口(イ)、供給約款21（農事用電力）(3)ニ(イ)もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(1)ハ、供給約款21（農事用電力）(2)口(ロ)もしくは供給約款21（農事用電力）(3)ニ(ロ)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

客さまについての特別措置) (1)の料金または供給約款 16(従量電灯) (2)ホ、供給約款 17(臨時電灯) (3)ロ、供給約款 18(公衆街路灯) (3)ハ、供給約款 19(低圧電力) (5)、供給約款 20(臨時電力) (3)ロ、供給約款 21(農事用電力) (1)ハ、供給約款 21(農事用電力) (2)ロ(ロ)もしくは供給約款 21(農事用電力) (3)ニ(ロ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 その他の

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表 (燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0992$

$\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ 120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力B および農事用電力C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} \\ &+ (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &- \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} \\ &- (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(ア) 定額電灯、公衆街路灯A および農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円 59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円 19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円 38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円 56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円 94銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円 97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円 60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円 21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円 60銭

#### (b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円 10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円 19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円 19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円 91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円 91銭

#### (c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円 03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円 52銭

#### (d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	5円76銭	11円51銭	23円02銭	34円53銭	46円05銭	57円56銭

(e) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット 1日につき	41円45銭
契約電力 0.5キロワットの場合 1日につき	20円73銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	52円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B（脱穀調整需要）および農事用電力C（育苗・栽培需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bまたは農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

# 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付 書類

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

# 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 添付書類 1

### 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところあります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類2

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		(a)
1キロワット時につき	低压で供給を受ける場合	3円 50銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	(※2)
				(※1)	
定額電灯、 公衆街路灯 A および農 事用電灯	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円 59銭
		20Wまで	〃	7.768	27円 19銭
		40Wまで	〃	15.536	54円 38銭
		60Wまで	〃	23.304	81円 56銭
		100Wまで	〃	38.840	135円 94銭
		100W超過 50Wまでごとに	〃	19.420	67円 97銭
	小型 機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	40円 60銭
		100VAまでの機器	〃	23.202	81円 21銭
		100VA超過 50VAまでごとに	〃	11.601	40円 60銭
臨時電灯 A		50VAまで 1日につき	1契約	0.313	1円 10銭
		100VAまで 1日につき	〃	0.626	2円 19銭
		100VA超過 500VAまで 100VA までごとに 1日につき	〃	0.626	2円 19銭
		500VA超過 1kVAまで 1日につき	〃	6.260	21円 91銭
		1kVA超過 3kVAまで 1kVAまで ごとに 1日につき	〃	6.260	21円 91銭
臨時電力		1kW1日につき	1契約	6.579	23円 03銭
		0.5kWの場合 1日につき	〃	—	(※3) 11円 52銭
農事用電力 B (脱穀調整需要)		0.5kW1日につき	1契約	1.6445	5円 76銭
		1kW1日につき	〃	3.289	11円 51銭
		2kW1日につき	〃	6.578	23円 02銭
		3kW1日につき	〃	9.867	34円 53銭
		4kW1日につき	〃	13.156	46円 05銭
		5kW1日につき	〃	16.445	57円 56銭
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		1kW1日につき	1契約	11.842	41円 45銭
		0.5kWの場合 1日につき	〃	—	(※3) 20円 73銭

従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B、およ び農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセン ト割増しして適用する場 合）の最低料金部分	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	52 円 50 銭
--	--------------	------	--------	-----------

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件

認可申請書

2023年9月12日

四国電力株式会社

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ統発令5第2号  
2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 長井 啓介  
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口もしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは

差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、供給約款 15 (定額電灯) (4)もしくは供給約款 18 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16 (従量電灯) (1)ニ、供給約款 17 (臨時電灯) (1)ハ、供給約款 17 (臨時電灯) (2)ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (2)ロ、供給約款 20 (臨時電力) (3)イもしくは供給約款附則 4 (農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置) (2)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2)ホ、供給約款 17 (臨時電灯) (3)ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (3)ハ、供給約款 19 (低圧電力) (5)、供給約款 20 (臨時電力) (3)ロもしくは供給約款 21 (農事用電力) (3)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表 (燃料費調整)

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を上回り、かつ、120,000円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,000円を上回る場合

平均燃料価格は、120,000円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、

a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下  
回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上  
となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(ア) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につ  
き次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
-----------------	--------

ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合は、次のとおりといたします。

1 日につき	11 円 52 銭
--------	-----------

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34 円 53 銭
契約電力 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	11 円 51 銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	38 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 50 銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 銭
-------------	----------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

口 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2 基 準 単 價

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2円99銭1厘
小型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

## ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

## ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1キロワット 1日につき	1円01銭3厘
-------------------	---------

## ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

## (2) 従量制供給の場合

### イ 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

### 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

**電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置  
に関する省令第 26 条の規定に基づく添付書類**

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することいたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

## 2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

##### (1) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

対象	範囲	
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	38 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	3 円 50 銭

##### (2) (1)以外の場合

	(a)
1 キロワット時につき	3 円 50 銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	(※2)
				(b)	(a)*(b)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13 円 59 銭
		10Wをこえ 20Wまで	1灯	7.768	27 円 19 銭
		20Wをこえ 40Wまで	1灯	15.536	54 円 38 銭
		40Wをこえ 60Wまで	1灯	23.304	81 円 56 銭
		60Wをこえ 100Wまで	1灯	38.840	135 円 94 銭
		100Wをこえる 50Wまでごとに	1灯	19.420	67 円 97 銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	40 円 60 銭
		50VAをこえ 100VAまで	1機器	23.202	81 円 21 銭
		100VAをこえる 50VAまでごとに	1機器	11.601	40 円 60 銭
(1日につき) 臨時電灯A	総容量が 50VAまで		—	0.313	1 円 10 銭
	総容量が 50VAをこえ 100VAまで		—	0.626	2 円 19 銭
	総容量が 100VAをこえ 500VAまでの場合 100VAまでごとに		—	0.626	2 円 19 銭
	総容量が 500VAをこえ 1kVAまで		—	6.260	21 円 91 銭
	総容量が 1kVAをこえ 3kVAまでの場合 1kVAまでごとに		—	6.260	21 円 91 銭

臨時電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※3) 11 円 52 銭
	契約電力 1 kW	—	6.579	23 円 03 銭
脱穀調整用電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※4) 5 円 76 銭
	契約電力 1kW	—	3.289	11 円 51 銭
	契約電力 2kW	—	—	(※4) 23 円 02 銭
	契約電力 3kW	—	—	(※4) 34 円 53 銭
	契約電力 3kW をこえ 1kW を増すごとに	—	—	(※4) 11 円 51 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 契約電力 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※4 契約電力 1 kW の場合のみなし kWh に契約電力および(a)を乗じ、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営企料 第4号  
令和5年9月12日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社

代表取締役  
社長執行役員 池 辺 和 弘

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日 及び実施期間	実施期日：令和5年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和5年2月14日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、

供給約款16（従量電灯）(3)亦、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロ、供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)亦、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロ、供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

# 別表

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均  
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然  
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均  
原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの  
平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四  
捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料  
費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によっ  
て算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から 令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から 令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から 令和6年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に對応する基準

燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

□ 2 (適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{調整単価} & \quad (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} & \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} & \quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} & \quad (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアまでごとに	

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	34円54銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	46円05銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	57円56銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B（脱穀調整需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	53銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円17銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円29銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5円29銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円58銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円58銭3厘

### ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	85銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	85銭4厘

#### ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

#### ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 錢 厘 0.224	円 錢 厘 0.449	円 錢 厘 0.898	円 錢 厘 1.346	円 錢 厘 1.795	円 錢 厘 2.243

#### (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

### **3 燃料費調整単価等の掲示**

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		(a)
1キロワットにつき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	単価 (※2)
				(b)	(a)*(b)
定額電灯および公衆 街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	13円59銭
		10ワットをこえ20ワットまで	"	7.768	27円19銭
		20ワットをこえ40ワットまで	"	15.536	54円38銭
		40ワットをこえ60ワットまで	"	23.304	81円56銭
		60ワットをこえ100ワットまで	"	38.840	135円94銭
	小型機器	100ワットをこえる100ワット までごとに	"	38.840	135円94銭
臨時電灯A	電灯	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	40円60銭
		50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまで	"	23.202	81円21銭
		100ボルトアンペアをこえる50 ボルトアンペアまでごとに	"	11.601	40円60銭
	小型機器	総容量が50ボルトアンペアまで の場合1日につき	1契約	0.313	1円10銭
		総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアまでの 場合1日につき	"	0.626	2円19銭
		総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアまでの 場合100ボルトアンペアまでご とに1日につき	"	0.626	2円19銭
	臨時電灯A	総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアまで の場合1日につき	"	6.260	21円91銭
		総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペアま での場合1キロボルトアンペア までごとに1日につき	"	6.260	21円91銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	単価 (※2)
				(b)	(a)*(b)
臨時電力		0.5キロワットの場合 1日につき	1 契約	—	(※3) 11円52銭
		1 キロワット 1日につき	1 キロ ワット	6.579	23円03銭
農事用電力B (脱穀調整需要)		0.5キロワットの場合 1日につき	1 契約	1.645	5円76銭
		1 キロワットの場合 1日につき	〃	3.289	11円51銭
		2 キロワットの場合 1日につき	〃	6.579	23円03銭
		3 キロワットの場合 1日につき	〃	9.868	34円54銭
		4 キロワットの場合 1日につき	〃	13.158	46円05銭
		5 キロワットの場合 1日につき	〃	16.447	57円56銭

※1 みなし kWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。  
 具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）  
 に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年9月12日

沖縄電力株式会社

## 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販販発第 10 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永浩之  
社長執行役員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和5年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(4)、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口もしくは供給約款22（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（業務用電力）(5)、供給約款20（低圧電力）(5)、供給約款21（高圧電力）

(1) 亦、供給約款21（高圧電力）(2)ニ、供給約款22（臨時電力）(3)ロ、供給約款23（農事用電力）(3)、供給約款24（自家発補給電力）(1)ハ、供給約款24（自家発補給電力）(2)ハもしくは供給約款25（予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(4)、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロもしくは供給約款22（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（業務用電力）(5)、供給約款20（低圧電力）(5)、供給約款21（高圧電力）(1)亦、供給約款21（高圧電力）(2)ニ、供給約款22（臨時電力）(3)ロ、供給約款23（農事用電力）(3)、供給約款24（自家発補給電力）(1)ハ、供給約款24（自家発補給電力）(2)ハもしくは供給約款25（予備電力）(3)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油  
価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス  
価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油  
価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭  
価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたし  
ます。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費  
調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算  
定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数  
点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、122,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が122,300円を上回る場合  
平均燃料価格は、122,300円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使

用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(ア) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ

き次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	19円42銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	38円84銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	77円68銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	116円52銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	194円20銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	194円20銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	58円01銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	116円01銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	116円01銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円57銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	3円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	3円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	31円30銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	31円30銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	32円90銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	16円45銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	50円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	5円00銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5円00銭
	高圧で供給を受ける場合	3円00銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 價

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

#### □ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次とおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

## ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

### (2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

### ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘

## 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (燃料費調整額の算定) (2)によって算定された燃料費調整単価をインターネット等により、お客様へお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置  
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

また、内閣府の令和4年度沖縄振興特定事業推進費補助金（第6回交付決定：令和5年4月3日）および沖縄県の令和5年度一般会計補正予算（第1号：令和5年3月30日）として、電気料金の値上げによる影響を軽減することにより県民および県内事業者の負担軽減を行い、社会経済活動の下支えにつなげることを目的として、沖縄電気料金高騰緊急対策事業が実施されておりますが、令和5年10月分までの措置とされていた電気料金に対する支援が延長されることとなっております。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき5円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき3円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		(a)
従量電灯 臨時電灯 B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	50 円 00 錢
	上記を超える 1 キロワット時につき	5 円 00 錢
上記以外の場合 1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5 円 00 錢
	高圧で供給を受ける場合	3 円 00 錢

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	(※ 2)
				(※ 1)	(a)*(b)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	19 円 42 錢
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	38 円 84 錢
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	77 円 68 錢
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	116 円 52 錢
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	194 円 20 錢
		100 ワットをこえ 100 ワットまでごとに		38.840	194 円 20 錢
	小型 機器	50 ボルトアンペアまで	1 機器	11.601	58 円 1 錢
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで		23.202	116 円 1 錢
		100 ボルトをこえ 100 ボルトアンペアまでごとに		23.202	116 円 1 錢

契約種別	範囲	単位	みなし kWh	(※2)
			(※1)	(a)*(b)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 57 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	3 円 13 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	3 円 13 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	31 円 30 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	31 円 30 銭
臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 16 円 45 銭
	1kW 1 日につき	1kW	6.579	32 円 90 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

# 経済産業省

2023年9月12日  
令和5年9月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求める。

# 最終保障供給特例承認申請書

令和 5 年 9 月 12 日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

北ネ企第18号  
令和5年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 細野一広

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和5年10月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年10月1日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(1)口にもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 燃料費等調整

2 (適用期間) に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表3 (燃料費等調整) (2) に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) ロ(イ), (ロ) または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) ロ(ニ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = (89,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年10月1日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から 令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から 令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から 令和6年1月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

c 高圧で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力 B のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \\ (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

### (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があります、承認を申請する次第であります。

以上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合

1キロワット時につき	1円 80銭
------------	--------

# 最終保障供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年9月12日

東北電力ネットワーク株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

東北電 N W N W S 企第 9 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年3月1日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(1)にもとづき燃料費調整額、燃料費等調整用市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 その他の事項

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

# 附則

## 附 則

### 1 本供給条件の実施期日

本供給条件は 2023 年 10 月 1 日から実施いたします。

## 別表（燃料費調整）

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0247$

$\beta = 0.2573$

$\gamma = 0.8912$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (85,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 85,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2の基準単価}}{1,000}$$

##### (ロ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および

c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

- ロ 2(適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価  
(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

### (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 錢3厘
-------------	--------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1 円 80 銭
-------------	-------------	----------

以上

# 最終保障供給特例承認申請書

令和5年9月12日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

経料発5第8号

令和5年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 穎則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和5年10月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和5年11月1日から令和6年1月31日までといたします。

#### 3 燃料費等調整

燃料費等調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）(4), 最終保障供給約款16（最終保障電力B）(4)もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費等調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款15（最終保障電力A）(4), 最終保障供給約款16（最終保障電力B）(4)もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約

款に定める燃料費等調整によらず、別表（燃料費等調整）1(4)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費等調整）

## 別 表

### 別表（燃料費等調整）

#### 1 燃料費等調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### (2) 加重平均市場価格

1 キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta_1 + E \times \delta_2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta_1 = 0.6566$$

$$\delta_2 = 0.3434$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

### (3) 燃料費等調整単価

#### イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によつて算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \frac{\text{基準燃料費等}}{\text{調整単価}} &= \frac{(平均燃料価格 - 64,900\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費等調整)2の基準燃料単価}}{1,000}}{} \\ &\quad + (\text{加重平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times \text{別表(燃料費等調整)3の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に對

応する基準燃料費等調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31までの期間	令和5年6月21日から令和5年9月20日までの期間	令和5年11月の料金に係る計量期間等
令和5年7月1日から令和5年9月30までの期間	令和5年7月21日から令和5年10月20日までの期間	令和5年12月の料金に係る計量期間等
令和5年8月1日から令和5年10月31までの期間	令和5年8月21日から令和5年11月20日までの期間	令和6年1月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に応する基準燃料費等調整単価適用期間は、a にかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31までの期間	令和5年6月21日から令和5年9月20日までの期間	令和5年11月1日から令和5年11月30日の期間
令和5年7月1日から令和5年9月30までの期間	令和5年7月21日から令和5年10月20日までの期間	令和5年12月1日から令和5年12月31日の期間
令和5年8月1日から令和5年10月31までの期間	令和5年8月21日から令和5年11月20日までの期間	令和6年1月1日から令和6年1月31日の期間

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

#### (イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (口)に定める特別措置の燃料費等調整単価

#### (ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
1キロワット時につき	1円80銭

#### (4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

### 2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

### 3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

### 4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費等調整）1(2)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表（燃料費等調整）1(3)によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

# 1 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする 理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

## 2 特別措置の燃料費等調整単価の 算出根拠

## 特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費等調整単価

		令和5年11月分～令和6年1月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

# 最終保障供給特例承認申請書

2023年9月12日

中部電力パワーグリッド株式会社

## 最終保障供給特例承認申請書

本 嘗 発 第 5 号  
2023年 9月 12日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役  
社長執行役員 清水 隆一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

## 別 紙

# 料金その他の供給条件の内容

## 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

## 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(4)口、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(4)口または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)口の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、最終保障供給約款 16 (最終保障電力A) (4) 口、最終保障供給約款 17 (最終保障電力B) (4) 口または最終保障供給約款 18 (最終保障予備電力) (3) 口の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別表 (燃料費調整) 1 (5) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別表 (燃料費調整) 1 (5) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 ( 燃 料 費 調 整 )

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃 料 費} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

$$+ \text{別表 (燃料費調整) 3 の卸市場単価} - \text{別表 (燃料費調整) 4 の特別措置の燃料費調整単価}$$

(4) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価

適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### (5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

### 2 基 準 单 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭6厘
------------	-------

### 3 卸 市 場 单 価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 19\text{銭}37\text{厘}) \times 10.3\text{パーセント}$$

### 4 特 別 措 置 の 燃 料 費 調 整 単 価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円80銭

### 5 燃 料 費 調 整 単 価 等 の お 知 ら せ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1

トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費調整）1(2)の各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定期用平均市場価格および別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を  
必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による  
最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することとしたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があります、承認を申請する次第であります。

以上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

		2023年11月分～ 2024年1月分
1キロワット 時につき	高圧で供給を受け る場合	1円80銭

## 最終保障供給特例承認申請書

託サ第11号

2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別紙

### 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といい、最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

適用期間は、2023年11月1日から2024年1月31日までといたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款15(最終保障電力A)(4)、最終保障供給約款16(最終保障電力B)(4)もしくは最終保障供給約款17(最終保障予備電力)(3)の電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料金

2(適用期間)に定める適用期間における、最終保障供給約款15(最終保障電力A)(4)、最終保障供給約款16(最終保障電力B)(4)もしくは最終保障供給約款17(最終保障予備電力)(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)□(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)□(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表(燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0380$

$\beta = 0.0702$

$\gamma = 1.2641$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79, 300 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (79, 300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79, 300 円を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 79, 300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

##### (ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年11月1日から2023年11月30日 までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年12月1日から2023年12月31日 までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2024年1月1日から2024年1月31日 までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79, 300円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79, 300円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79, 300円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79, 300円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

### (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は, その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は, 平均燃料価格が1, 000円変動した場合の値とし, 次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭7厘
------------	-------

### **3 燃料費調整単価等のお知らせ**

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

## 電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援の継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することとしたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

1 キロワット時につき	1 円 8 0 錢
-------------	-----------

以 上

# 最終保障供給特例承認申請書

2023年9月12日

関西電力送配電株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

関送企発 第 8 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 白 銀 隆 之

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

## 別 紙

### 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金にお

いて、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = \frac{\text{別表（燃料費調整）}}{(27,100\text{円}-\text{平均燃料価格})} \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = \frac{\text{別表（燃料費調整）}}{(\text{平均燃料価格}-27,100\text{円})} \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの 期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの 期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの 期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。
- 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回  
る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(二) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 10 月の検針日から 2024 年 1 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費  
調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 錢 8 厘
-------------	----------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

# 電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給  
を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

関西電力送配電株式会社

1 最終保障供給約款以外の供給条件による  
最終保障供給を必要とする理由

## **最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由**

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高压で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

## **2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠**

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

		2023年11月分～ 2024年1月分
1キロワット時に つき	高压で供給を受ける 場合	1円 80銭

# 最終保障供給特例承認申請書

2023年9月12日

中国電力ネットワーク株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

企 託 サ 第 25 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

## 別 紙

### 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（スポット市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客様に係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円の場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

(二) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

### (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	20 錢 5 厘
-------------	----------

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

# 電気事業法施行規則第 28 条の 規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

# 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1 円 80 銭
-------------	-------------	----------

以 上

# 最終保障供給特例承認申請書

令和5年9月12日

四国電力送配電株式会社

# 最終保障供給特例承認申請書

業制発第1号  
令和5年9月12日

経済産業大臣 西村康稔 殿

高松市丸の内2番5号  
四国電力送配電株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 横井郁夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和5年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高压で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月1日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、最終保障供給約款 16 (最終保障電力 A) (3) , 最終保障供給約款 17 (最終保障電力 B) (3) または最終保障供給約款 18 (最終保障予備電力) (3) の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) □ (イ), (ロ) または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) □ (ニ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別表 (燃料費調整)

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、 b およびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から 令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から 令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から 令和6年1月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月1日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合  
燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合  
燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－  
基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合  
燃料費調整単価=基準燃料費調整単価－  
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価  
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

### (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(燃料費調整額の算定)(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(燃料費調整額の算定)(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

# 1 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

1キロワット時につき	高圧で供給を 受ける場合	1円80銭
------------	-----------------	-------

# 最終保障供給特例承認申請書

契託制第4号  
2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣渡 健

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	2023年10月1日から2024年1月末日

# 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

## 1 適用範囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年4月1日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

## 3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4), 16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表4（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価に

よらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間の最終保障供給約款における15 (最終保障電力A) (4), 16 (最終保障電力B) (4)または17 (最終保障予備電力) (3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

# **別 表 燃 料 費 調 整**

## 別 表 燃 料 費 調 整

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(27,400\text{円} - \text{平均燃料価格})} \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円})} \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から 令和5年11月の検針日の前日 までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から 令和5年12月の検針日の前日 までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から 令和6年1月の検針日の前日 までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準

するものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ &\quad (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ &\quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - \\ &\quad (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 80 銭
-------------	----------

### (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭0厘
-------------	-------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間ににおける1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

## 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することいたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		(円)
1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1.80

# 経済産業省

2023年9月12日  
令和5年9月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求める。

# 離島等供給特例承認申請書

令和 5 年 9 月 12 日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 離島等供給特例承認申請書

北ネ企第17号  
令和5年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 細野一広

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和5年10月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和5年8月17日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和5年8月17日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2), (3)および(4)の場合を除き、令和5年10月1日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃料費調整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））(4)、離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯（eタイム3））(4)、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）(2)、離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(2)ニ、離島約款〔低圧〕附則14（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)、離島約款〔低圧〕附則16（低圧電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則17（臨時電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則18（農事用電力のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則19（融雪用電力A（ホットタイム19）のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則20（融雪用電力B（ホットタイム22）のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則21（融雪用電力C（ホットタイム19エコ）のお客さまについての特別措置）、離島約款〔低圧〕附則22（融雪用電力D（ホットタイム22エコ）のお客さまについての特別措置）もしくは離島約款〔低圧〕附則23（融雪用電力L（ホットタイム22ロング）のお客さまについての特別措置）の電力量料金において燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕別表2（燃料費等調整）(1)口にもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

### 4 料 金

離島約款〔低圧〕において、2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島

約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ，離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ，離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ，離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））(4)，離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯（eタイム3））(4)，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ，離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)ロ，離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ，離島約款〔低圧〕附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）(2)，離島約款〔低圧〕附則13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(2)ニ，離島約款〔低圧〕附則14（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)，離島約款〔低圧〕附則16（低圧電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則17（臨時電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則18（農事用電力のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則19（融雪用電力A（ホットタイム19）のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則20（融雪用電力B（ホットタイム22）のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則21（融雪用電力C（ホットタイム19エコ）のお客さまについての特別措置），離島約款〔低圧〕附則22（融雪用電力D（ホットタイム22エコ）のお客さまについての特別措置）もしくは離島約款〔低圧〕附則23（融雪用電力L（ホットタイム22ロング）のお客さまについての特別措置）の電力量料金は，離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)a，bまたはcにより算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)dにより算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

## 5 燃料費等調整

離島約款〔高圧〕において，2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は，離島約款〔高圧〕別表2（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)a，bまたはcにより算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くもののとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)dにより

算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 6 その他の

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

#### イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## (2) 燃料費調整単価

### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### a 低圧で供給を受ける場合

(a) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、121,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

#### (b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (89,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、(b)および(c)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年10月1日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から 令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から 令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から 令和6年1月の検針日の前日までの期間

- (b) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、(a)に準ずるものといたします。この場合、(a)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(a)にいう検針日は、応当日といたします。
- (c) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、(a)に準ずるものといたします。この場合、(a)にいう検針日は、計量日といたします。

b 高圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年10月1日から 令和5年10月31日までの期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年11月1日から 令和5年11月30日までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年12月1日から 令和5年12月31日までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和6年1月1日から 令和6年1月31日までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \\ e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単

価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年10月1日から 令和6年1月の検針日 の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器 につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機 器につき50ボルトアンペアまで ごとに	40円60銭

## ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）  
によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年10月1日から 令和6年1月の検針日 の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボ ルトアンペアまでごとに	2 円 19 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 錢

### iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年10月1日から 令和6年1月の検針日 の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日 につき	11 円 52 錢

### iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和5年10月1日から 令和6年1月の検針日 の前日までの期間
1 契約につき	350 円 00 錢

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年10月1日から 令和6年1月の検針日 の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \\ e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 業務用電力または契約電力が500キロワット未満の高圧電力  
(当該契約に係る予備電力を含みます。)

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年10月1日から 令和5年12月31日ま での期間
1キロワット時につき	1円80銭

(b) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力（当該契約に係る予備電力を含みます。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年10月1日から 令和6年1月31日ま での期間
1キロワット時につき	1円80銭

### (3) 燃料費調整額

#### イ 定額制供給の場合

##### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

##### (ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

#### ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	6 7 錢 1 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 3 4 錢 2 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 6 8 錢 3 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4 円 0 2 錢 5 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6 円 7 0 錢 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3 円 3 5 錢 4 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 円 0 0 錢 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4 円 0 0 錢 7 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2 円 0 0 錢 3 厘

#### ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘
---------------------	--------------

#### ニ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	17 円 27 錢 0 厘
---------	---------------

#### (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	17 錢 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 錢 8 厘

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

#### (1) 低圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

#### (2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することとしたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があります、承認を申請する次第であります。

以上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

- 高圧で供給を受ける場合で業務用電力または契約電力 500 キロワット未満の高圧電力のとき

	令和5年10月1日～令和5年12月31日
1 キロワット時につき	1 円 80 銭

- 高圧で供給を受ける場合で契約電力が 500 キロワット以上の高圧電力のとき

	令和5年10月1日～令和6年1月31日
1 キロワット時につき	1 円 80 銭

- 低圧で供給を受ける場合で従量制供給のとき

	令和5年10月1日～令和6年1月分
	(a)
1 キロワット時につき	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和5年10月1日～令和6年1月分 (※2)	
		(b)	(a)*(b)
定額電灯および公衆街路灯A 電灯料金 10Wまでの1灯につき 10Wをこえ20Wまでの1灯につき 20Wをこえ40Wまでの1灯につき 40Wをこえ60Wまでの1灯につき 60Wをこえ100Wまでの1灯につき 100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに 小型機器料金 50VAまでの1機器につき 50VAをこえ100VAまでの1機器につき 100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	3.884 7.768 15.536 23.304 38.840 19.420  11.601 23.202 11.601	13円 59銭 27円 19銭 54円 38銭 81円 56銭 135円 94銭 67円 97銭  40円 60銭 81円 21銭 40円 60銭	
臨時電灯A 1日につき 総容量が50VAまでの場合 総容量が50VAをこえ100VAまでの場合 総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VA までごとに 総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合 総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAま でごとに	0.313 0.626 0.626  6.260 6.260	1円 10銭 2円 19銭 2円 19銭  21円 91銭 21円 91銭	
臨時電力 契約電力1kW1日につき 契約電力0.5kW1日につき	6.579 -	23円 03銭 (※3)11円 52銭	
深夜電力A 1契約につき	100.000	350円 00銭	

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。  
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

# 離島等供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年9月12日

東北電力ネットワーク株式会社

# 離島等供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第10号  
2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年5月19日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年3月1日届出。以下「高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2), (3)および(4)の場合を除き、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

低圧離島約款の燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、低圧離島約款24（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額、低圧離島約款26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額、または低圧離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ、低圧離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ、低圧離島約款18（季節別高負荷率電灯）(4)、低圧離島約款19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)口、低圧離島約款20（公衆街路灯）(2)ニ、低圧離島約款21（低圧高稼動契約）(5)、低圧離島約款22（低圧電力）(5)、低圧離島約款23（低圧季節別時間帯別電力）(4)、低圧離島約款24（臨時電力）

(3) ロ、低压離島約款25（農事用電力）(1)ハ、低压離島約款26（深夜電力）(2)ニ、低压離島約款27（融雪用電力）(1)へもしくは(2)ニ、低压離島約款附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)、低压離島約款附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）(5)、低压離島約款附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

高压離島約款の燃料費調整とは、高压離島約款別表3(1)にもとづき燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

低压離島約款において、2（適用期間）に定める適用期間における、低压離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低压離島約款20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、低压離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低压離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、低压離島約款24（臨時電力）(3)イもしくは低压離島約款25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額、低压離島約款26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額、または低压離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ、低压離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ、低压離島約款18（季節別高負荷率電灯）(4)、低压離島約款19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ、低压離島約款20（公衆街路灯）(2)ニ、低压離島約款21（低压高稼動契約）(5)、低压離島約款22（低压電力）(5)、低压離島約款23（低压季節別時間帯別電力）(4)、低压離島約款24（臨時電力）(3)ロ、低压離島約款25（農事用電力）(1)ハ、低压離島約款26（深夜電力）(2)ニ、低压離島約款27（融雪用電力）(1)へもしくは(2)ニ、低压離島約款附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)、低压離島約款附則5（時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置）(5)、低压離島約款附則6（ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は、低压離島約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)a、bまたはcにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)dにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 燃料費等調整

高压離島約款において、2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、高压離島約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ)a、bまたはcにより算定され

る場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ)dにより算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 6 その他の

その他の事項については、低压離島約款または高压離島約款に定めるところによるものといたします。

# 附則

## 附 則

### 1 本供給条件の実施期日

本供給条件は 2023 年 10 月 1 日から実施いたします。

## 別表（燃料費調整）

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

##### イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

##### ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以

下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 低圧離島約款15(定額電灯), 低圧離島約款16(従量電灯), 低圧離島約款19(臨時電灯), 低圧離島約款20(公衆街路灯), 低圧離島約款22(低压電力), 低圧離島約款24(臨時電力)または低圧離島約款25(農事用電力)の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{(83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り,かつ,125,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が125,300円を上回る場合  
平均燃料価格は,125,300円といたします。

$$\text{基準燃料費} = \frac{(125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{(83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{(85,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 85,400\text{円}) \times \text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、b, c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ &\quad e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り,かつ,  
基準燃料費調整単価が,eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回  
る場合

$$\text{燃料費} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} \quad \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り,かつ,  
基準燃料費調整単価が,eに定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

$$\text{燃料費} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} \quad e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は,各契約負荷設備ごとに1月につき次  
のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小型機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	81円21銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は,契約負荷設備の総容量(入力)によ  
って,1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭

総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

### iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
-----------------	--------

### iv 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	41円45銭
-----------------	--------

### v 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	350円00銭
--------	---------

#### (b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

#### (¤) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費 } &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{調整単価} & \quad e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費 } &= e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} & \end{aligned}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り,かつ,基準燃料費調整単価が, eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費 } &= e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} & \quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が85,400円を上回り,かつ,  
基準燃料費調整単価が,eに定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

$$\text{燃料費} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は,(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費  
調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は,(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整  
単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は,その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費  
調整単価を適用して算定いたします。ただし,従量電灯Aの場合は,最低料  
金の燃料費調整額は,最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費  
調整単価を適用して算定いたします。また,電力量料金の燃料費調整額は,  
その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によ  
って算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は,平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は,各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

ホ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低压で供給を受ける場合	19銭7厘
	高压で供給を受ける場合	21銭3厘

### **3 燃料費調整単価等のお知らせ**

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することいたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		(a)
1キロワット時に つき	低圧で供給を受ける場合	3円 50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円 80銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	(※2)
				(b)	(a)*(b)
定額電灯 および公衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1灯 ・ 1月	3.884	13円 59銭
		10Wをこえ 20Wまで		7.768	27円 19銭
		20Wをこえ 40Wまで		15.536	54円 38銭
		40Wをこえ 60Wまで		23.304	81円 56銭
		60Wをこえ 100Wまで		38.840	135円 94銭
		100Wをこえ 100Wまでごとに		38.840	135円 94銭
	小型機器	50VAまで	1機器 ・ 1月	11.601	40円 60銭
		50VAをこえ 100VAまで		23.202	81円 21銭
		100VAをこえ 100VAまでごとに		23.202	81円 21銭
臨時電灯 A	総容量	50VAまで	1日	0.313	1円 10銭
		50VAをこえ 100VAまで		0.626	2円 19銭
		100VAをこえ 500VAまで		0.626	2円 19銭
		100VAまでごとに		6.260	21円 91銭
		500VAをこえ 1kVAまで		6.260	21円 91銭
		1kVAをこえ 3kVAまで 1kVAまでごとに			
臨時電力	1kWにつき	1日		6.579	23円 03銭
農事用電力B (育苗温床用電力)	1kWにつき	1日		11.842	41円 45銭
深夜電力A	1契約	1月		100.000	350円 00銭

※1 みなし kWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。

具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

# 離島等供給特例承認申請書

令和5年9月12日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 離島等供給特例承認申請書

経料発5第7号

令和5年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 穎則

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和5年10月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和5年5月19日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和5年5月19日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和5年11月1日から令和6年1月31日までといたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧用〕17（季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約

款〔低圧用〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧用〕21(低圧高負荷契約)(5)、離島約款〔低圧用〕22(低圧電力)(5)、離島約款〔低圧用〕23(臨時電力)(3)ロ、離島約款〔低圧用〕24(農事用電力)(3)、離島約款〔低圧用〕附則5(第2深夜電力のお客さまについての特別措置)(4)、離島約款〔低圧用〕附則6(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置)(1)ホ、離島約款〔低圧用〕附則6(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置)(2)ホ、離島約款〔低圧用〕附則9(深夜電力のお客さまについての特別措置)(1)ホもしくは離島約款〔低圧用〕附則9(深夜電力のお客さまについての特別措置)(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 燃料費等調整

燃料費等調整とは、離島約款〔高圧用〕15(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧用〕16(高圧季節別時間帯別電力)(1)ニ、離島約款〔高圧用〕16(高圧季節別時間帯別電力)(2)ホ、離島約款〔高圧用〕17(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧用〕18(高圧電力)(1)ニ、離島約款〔高圧用〕18(高圧電力)(2)ホ、離島約款〔高圧用〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧用〕20(農事用電力)(3)、離島約款〔高圧用〕21(自家発補給電力)(1)ハ、離島約款〔高圧用〕21(自家発補給電力)(2)ハもしくは離島約款〔高圧用〕22(予備電力)(3)の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

#### 5 料 金

(1) 2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧用〕23(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧用〕附則4(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)(2)の料金または離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧用〕

17（季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（2）ハ，離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（5），離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（5），離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（3），離島約款〔低圧用〕附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（1）亦，離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（2）亦，離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（1）ホもしくは離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（2）ニの電力量料金は，離島約款〔低圧用〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表I（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表I（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表I（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表I（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

（2）2（適用期間）に定める適用期間における，離島約款〔高圧用〕15（業務用季節別時間帯別電力）（5），離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（2）亦，離島約款〔高圧用〕17（業務用電力）（5），離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（2）亦，離島約款〔高圧用〕19（臨時電力）（3），離島約款〔高圧用〕20（農事用電力）（3），離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（1）ハ，離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕22（予備電力）（3）の電力量料金は，離島約款〔高圧用〕に定める燃料費等調整によらず，別表II（燃料費等調整）1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

## 6 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕および離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別表 I (燃料費調整)

別 表 I

別表 I (燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(86,100\text{円} - \text{平均燃料価格})} \times \frac{\text{別表I(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円})} \times \frac{\text{別表I(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合

平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(129,200\text{円} - 86,100\text{円})} \times \frac{\text{別表I(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

b a以外の低圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(86,100\text{円} - \text{平均燃料価格})} \times \frac{\text{別表I(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円})} \times \frac{\text{別表I(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定

に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年11月の料金に係る計量期間等
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年12月の料金に係る計量期間等
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和6年1月の料金に係る計量期間等

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下  
回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上  
となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
1キロワット時につき	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは離島約款〔低圧用〕附則4(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円09銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円09銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

#### ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

#### ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価

の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円20銭1厘
---------------------	---------

## (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18銭3厘
-------------	-------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 I (燃調費調整) 1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表 I (燃料費調整) 1(2)によつて算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別表 II (燃料費等調整)

## 別 表 II

### 別表 II (燃料費等調整)

#### 1 燃料費等調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### (2) 加重平均市場価格

1 キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

加重平均市場価格 = D × δ 1 + E × δ 2

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

δ 1 = 0.6566

δ 2 = 0.3434

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

### (3) 燃料費等調整単価

#### イ 基準となる燃料費等調整単価

(1) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によつて算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等} \\ \text{調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 64,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表II (燃料費等調整) 2 の基準燃料単価}}{1,000} \\ &\quad + (\text{加重平均市場価格} - 17 \text{ 円}44 \text{ 錢}) \times \text{別表II (燃料費等調整) 3 の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に對

応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31までの期間	令和5年6月21日から令和5年9月20日までの期間	令和5年11月の料金に係る計量期間等
令和5年7月1日から令和5年9月30までの期間	令和5年7月21日から令和5年10月20日までの期間	令和5年12月の料金に係る計量期間等
令和5年8月1日から令和5年10月31までの期間	令和5年8月21日から令和5年11月20日までの期間	令和6年1月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31までの期間	令和5年6月21日から令和5年9月20日までの期間	令和5年11月1日から令和5年11月30日の期間
令和5年7月1日から令和5年9月30までの期間	令和5年7月21日から令和5年10月20日までの期間	令和5年12月1日から令和5年12月31日の期間
令和5年8月1日から令和5年10月31までの期間	令和5年8月21日から令和5年11月20日までの期間	令和6年1月1日から令和6年1月31日の期間

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

#### (イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等  
調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (口)に定める特別措置の燃料費等調整単価

#### (ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年11月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年1月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
1キロワット時につき	1円80銭

#### (4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

### 2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

### 3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

### 4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表II（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表II（燃料費等調整）1(2)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表II（燃料費等調整）1(3)によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

# 1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

## 2 特別措置の燃料費調整単価および 燃料費等調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

### 1 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		令和5年11月分～令和6年1月分
		(a)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	令和5年11月分 ～令和6年1月分 (※2)
				(※1)	(b)
定額電灯 および 公衆 街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884kWh	13円59銭
		20Wまで	1灯	7.768kWh	27円19銭
		40Wまで	1灯	15.536kWh	54円38銭
		60Wまで	1灯	23.304kWh	81円56銭
		100Wまで	1灯	38.840kWh	135円94銭
		100W超過 100W までごとに	1灯	38.840kWh	135円94銭
	小型 機器	50VAまでの機器	1機器	11.601kWh	40円60銭
		100VAまでの機器	1機器	23.202kWh	81円21銭
		100VA 超過 100VA までごとに	1機器	23.202kWh	81円21銭

臨時電灯A	50VAまで1日に つき	1契約	0.313kWh	1円10銭
	100VAまで1日に つき	1契約	0.626kWh	2円19銭
	100VA超過500VA まで100VAまで ごとに1日につき	1契約	0.626kWh	2円19銭
	500VA超過1kVA まで1日につき	1契約	6.260kWh	21円91銭
	1kVA超過3kVA まで1kVAまで ごとに1日につき	1契約	6.260kWh	21円91銭
臨時電力	1kW1日につき	1kW	6.579kWh	23円03銭
	0.5kWの場合1日 につき(※3)	1契約	—	11円52銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

## 2 特別措置の燃料費等調整単価

		令和5年11月分～令和6年1月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

## 離島等供給特例承認申請書

託サ第12号

2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町15番1号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年6月9日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2), (3)および(4)の場合を除き、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕附則5(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕附則6(低圧電力のお客さまについての特別措置)、離島約款〔低圧〕22(低圧電力II)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕附則7(臨時電力のお客さまについての特別措置)、離島約款〔低圧〕附則8(農事

用電力A[かんがい排水需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款[低圧]附則9(農事用電力B[育苗・栽培需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(1)へ, 離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(2)へ, 離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(3)ニもしくは離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(4)ニの電力量料金において, 燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款[高圧]にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは, 離島約款[高圧]15(業務用電力)(5), 離島約款[高圧]16(業務用季節別時間帯別電力)(5), 離島約款[高圧]17(高圧電力)(1)亦, 離島約款[高圧]17(高圧電力)(2)ニ, 離島約款[高圧]18(季節別時間帯別電力)(1)亦, 離島約款[高圧]18(季節別時間帯別電力)(2)ニ, 離島約款[高圧]19(臨時電力)(3), 離島約款[高圧]20(自家発補給電力A)(3), 離島約款[高圧]21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款[高圧]22(予備電力)(3)電力量料金において, 燃料費等調整額を加えることをいいます。

#### 4 料 金

(1) 離島約款[低圧]にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における, 離島約款[低圧]15(定額電灯)(4)もしくは離島約款[低圧]20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 離島約款[低圧]16(従量電灯)(1)ニ, 離島約款[低圧]19(臨時電灯)(1)ハ, 離島約款[低圧]24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款[低圧]25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款[低圧]16(従量電灯)(2)ニ, 離島約款[低圧]16(従量電灯)(3)ホ, 離島約款[低圧]17(時間帯別電灯)(5), 離島約款[低圧]附則5(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置), 離島約款[低圧]18(高負荷率電灯)(5), 離島約款[低圧]19(臨時電灯)(2)ハ, 離島約款[低圧]19(臨時電灯)(3)ロ, 離島約款[低圧]20(公衆街路灯)(2)ニ, 離島約款[低圧]附則6(低圧電力のお客さまについての特別措置), 離島約款[低圧]22(低圧電力II)(3), 離島約款[低圧]23(低圧季節別時間帯別電力)(4), 離島約款[低圧]附則7(臨時電力のお客さまについての特別措置), 離島約款[低圧]附則8(農事用電力A[かんがい排水需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款[低圧]附則9(農事用電力B[育苗・栽培需要]のお客さまについての特別措置), 離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(1)へ, 離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(2)へ, 離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(3)ニもしくは離島約款[低圧]26(ホワイトプラン電力)(4)ニの電力量料金は, 離島約款[低圧]に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 離島約款[高圧]にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における, 離島約款[高圧]15(業務用電力)(5), 離島約款[高圧]16(業務用季節別時間帯別電力)(5), 離島約款[高圧]17(高圧電力)(1)亦, 離島約款

〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧〕に定める燃料費等調整によらず、別表2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといたします。

## 別 表（燃料費等調整）

### 1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (2) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、79,800円といたします。

#### (3) 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、119,700円といたします。

#### (4) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{( \text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格} ) \times \frac{(6) \text{の基準単価}}{1,000}}{}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\text{基準燃料費} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6) \text{の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(6) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(¶) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023 年 6 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日までの期間	2023 年 10 月の検針日から 2023 年 11 月の検針日の前日までの期間
2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間	2023 年 11 月の検針日から 2023 年 12 月の検針日の前日までの期間
2023 年 8 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間	2023 年 12 月の検針日から 2024 年 1 月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費

調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日

につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 銭

(d) 農事用電力 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20 円 73 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41 円 45 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 銭
-------------	----------

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力, 農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適

用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

#### (6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

##### イ 定額制供給の場合

###### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

###### (ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	1円03銭3厘

(八) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 8 錢 6 厘
---------------------	---------------

(九) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 9 5 錢 4 厘
---------------------	---------------

□ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 6 錢 5 厘
-------------	-----------

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 2 燃料費等調整額の算定

離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

### (1) 燃料費調整単価の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0380$

$\beta = 0.0702$

$\gamma = 1.2641$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	17銭7厘
------------	-------

#### ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{口の基準燃料単価}}{1,000}}{}$$

### (2) 市場価格調整単価の算定

#### イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭9厘
------------	-------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月21日から2023 年11月20日までの期間	2023年11月1日から2023 年11月30日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月21日から2023 年12月20日までの期間	2023年12月1日から2023 年12月31日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月21日から2024 年1月20日までの期間	2024年1月1日から2024 年1月31日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)によって算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

**電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類**

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援の継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することいたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があります、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

1キロワット時 につき	離島約款【低圧】にもとづき電気の供給を受ける場合	(a) 3円50銭
	離島約款【高圧】にもとづき電気の供給を受ける場合	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	特別措置の燃料費調整単価 (※2)	(a)*(b)
				(b)	
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭
		10Wをこえ20Wまで	〃	7.768	27円19銭
		20Wをこえ40Wまで	〃	15.536	54円38銭
		40Wをこえ60Wまで	〃	23.304	81円56銭
		60Wをこえ100Wまで	〃	38.840	135円94銭
		100Wをこえる100Wまでごとに	〃	38.840	135円94銭
	小型機器	50VAまで	1機器	11.601	40円60銭
		50VAをこえ100VAまで	〃	23.202	81円21銭
		100VAをこえる100VAまでごとに	〃	23.202	81円21銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の燃 料費調整単価 (※2)
				(b)	(a)*(b)
臨時電灯A	臨時電力	総容量が 50 VAまでの場合 1日につき	1 契約	0.313	1 円 10 錢
		総容量が 50 VAをこえ 100 VAまでの場合 1日につき	〃	0.626	2 円 19 錢
		総容量が 100 VAをこえ 500 VAまでの場合 100 VAまでごとに1日につき	〃	0.626	2 円 19 錢
		総容量が 500 VAをこえ 1 kVAまでの場合 1日につき	〃	6.260	21 円 91 錢
		総容量が 1 kVAをこえ 3 kVAまでの場合 1 kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	21 円 91 錢
農事用電力B	農事用電力B	契約電力 0.5kWの場合 1日につき	1 契約	—	11 円 52 錢 (※3)
		契約電力 1 kW 1日につき	1 kW	6.579	23 円 03 錢

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

# 離島等供給特例承認申請書

2023年9月12日

中国電力ネットワーク株式会社

# 離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 24 号

2023 年 9 月 12 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2023年10月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年5月19日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)口、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(2)口、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）(5)、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(3)口、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕22（低压高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕23（低压電力）(5)、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)口、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約

款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）(4)、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）(4)、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）(5)、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）(5)、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）(6)、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）(5)、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）(6)、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）(6)、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）(1)ヘもしくは(2)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）(1)ヘもしくは(2)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）(1)ヘもしくは(2)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）(4)、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）(3)、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(2)ロ、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）(5)、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕22（高圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕23（高圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）(4)、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）(4)、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）(5)、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）(5)、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）(6)、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）(5)、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）(6)、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）(6)、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）(1)ヘもしくは(2)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）(1)ヘもしくは(2)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）(1)ヘもしくは(2)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）(4)、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）(3)、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）(3)の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)aからcまたは別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ)aからcにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）

(2)ロ(イ)d または別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ)dにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

##### 5 その他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

## 別 表

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値いたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

#### イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0992$

$\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

## (2) 燃料費調整単価

### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低压で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

b 低压で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低压高負荷契約、低压季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

c 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年6月1日から 2023年8月31日までの期間	2023年10月の検針日から 2023年11月の検針日の前日までの期間
2023年7月1日から 2023年9月30日までの期間	2023年11月の検針日から 2023年12月の検針日の前日までの期間
2023年8月1日から 2023年10月31日までの期間	2023年12月の検針日から 2024年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低压で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+eに定める特別措置の燃料費調整単価

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-eに定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

- i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき 50ワットまでごとに	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる 1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアまでごとに	

## ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 10 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 19 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21 円 91 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	21 円 91 錢

## iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	23 円 03 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 錢

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	5 円 76 錢
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 錢
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 錢
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34 円 53 錢
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 錢
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	57 円 56 錢

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	41 円 45 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20 円 73 錢

vi 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	350 円 00 錢
---------	------------

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	52 円 50 錢
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時 につき	3 円 50 錢

ii i 以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 錢
-------------	----------

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+eに定める特別措置の燃料費調整単価

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円の場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が75,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-eに定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	1円80銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	82 錢 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 錢 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 錢 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 錢 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 錢 6 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき	4 円 12 錢 3 厘
	50 ワットまでごとに	
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 錢 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ	4 円 92 錢 6 厘
	100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	2 円 46 錢 3 厘
	50 ボルトアンペアまでごとに	

#### ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 錢 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 錢 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合	13 錢 3 厘
100 ボルトアンペアまでごとに	
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 錢 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 錢 9 厘
1 ボルトアンペアまでごとに	

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 39 錢 7 厘
---------------------	--------------

#### ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	4 キロワット	5 キロワット
1 日 につき	34 錢 9 厘	69 錢 9 厘	1 円 39 錢 7 厘	2 円 09 錢 4 厘	2 円 79 錢 3 厘	3 円 49 錢 1 厘

#### ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 51 錢 5 厘
---------------------	--------------

#### ヘ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	21 円 23 錢 0 厘
---------	---------------

### （2） 従量制供給の場合

#### イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	3 円 18 錢 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21 錢 2 厘

ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外  
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 錢 2 厘
-------------	----------

ハ 高圧で供給を受ける場合  
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	20 錢 5 厘
-------------	----------

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以上

# 電気事業法施行規則第32条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

# 1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、2023年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年11月分から2024年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		(a)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	
				(※1)	(※2)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	13円59銭
		10W超過20Wまで	1灯	7.768	27円19銭
		20W超過40Wまで	1灯	15.536	54円38銭
		40W超過60Wまで	1灯	23.304	81円56銭
		60W超過100Wまで	1灯	38.840	135円94銭
		100W超過 50Wまでごとに	1灯	19.420	67円97銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	40円60銭
		50VA超過100VAまで	1機器	23.202	81円21銭
		100VA超過 50VAまでごとに	1機器	11.601	40円60銭
臨時電灯A		50VAまで1日につき	1契約	0.313	1円10銭
		50VA超過100VAまで 1日につき	1契約	0.626	2円19銭
		100VA超過500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	1契約	0.626	2円19銭
		500VA超過1kVAまで 1日につき	1契約	6.260	21円91銭
		1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	1契約	6.260	21円91銭
	臨時電力	1kW 1日につき	1契約	6.579	23円03銭
		0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	11円52銭 (※3)

契約種別	範囲	単位	みなし kWh	
			(※1)	(※2)
		(b)	(a)*(b)	
農事用電力B (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.6445	5円76銭
	1kW 1日につき	1契約	3.289	11円51銭
	2kW 1日につき	1契約	6.578	23円02銭
	3kW 1日につき	1契約	9.867	34円53銭
	4kW 1日につき	1契約	13.156	46円05銭
	5kW 1日につき	1契約	16.445	57円56銭
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1kW 1日につき	1契約	11.842	41円45銭
	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	20円73銭 (※3)
深夜電力A	1月につき	1契約	100.000	350円00銭
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の15kWhまで	1契約	15.000	52円50銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

# 離島等供給特例承認申請書

契託制第5号  
2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	2023年10月1日から2024年1月末日

## 離島等供給約款以外の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2), (3)および(4)の場合を除き、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、19（臨時電灯）(1)ハ、23（臨時電力）(3)イ、24（農事用電力）(2)ロ(イ)、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（季時別電灯）(5)、18（高負荷率型電灯）(5)、19（臨時電灯）(2)ハ、19（臨時電灯）(3)ロ、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低压電力）(5)、22（低压季時別電力）(4)、23（臨時電力）(3)ロ、24（農事用電力）(1)ハ、24（農事用電力）(2)ロ(ロ)、25（深夜電力〔防霜用〕）(4)、附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力の

お客さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

### (1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [低圧用] における15 (定額電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16 (従量電灯) (1)ニ、19 (臨時電灯) (1)ハ、23 (臨時電力) (3)イ、24 (農事用電力) (2)ロ(イ)、附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ、16 (従量電灯) (3)ホ、17 (季時別電灯) (5)、18 (高負荷率型電灯) (5)、19 (臨時電灯) (2)ハ、19 (臨時電灯) (3)ロ、20 (公衆街路灯) (2)ニ、21 (低圧電力) (5)、22 (低圧季時別電力) (4)、23 (臨時電力) (3)ロ、24 (農事用電力) (1)ハ、24 (農事用電力) (2)ロ(ロ)、25 (深夜電力 [防霜用]) (4)、附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)、附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5)、附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ、附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (2) 高圧で供給を受ける場合

2（適用期間）に定める適用期間の離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5), 16（業務用電力I）(3), 17（産業用電力）(5), 18（産業用電力I）(3), 19（臨時電力）(3), 20（臨時電力I）(3), 21（かんがい排水用電力）(5), 22（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ, 23（自家発補給電力I）(1)ハもしくは(2)ハ, 24（予備電力）(3), 附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5), 附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は、離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)口(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)口によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)口(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)口によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものといたします。

# **別 表 燃 料 費 調 整**

## 別 表 燃 料 費 調 整

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均

原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によつて算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低压で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低压電力、臨時電力または農事用電力のとき。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(27,400\text{円} - \text{平均燃料価格})} \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円})} \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(41,100\text{円} - 27,400\text{円})} \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 低压で供給を受ける場合で、a以外のときおよび高压で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(27,400\text{円} - \text{平均燃料価格})} \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = \frac{\text{調整単価}}{(\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円})} \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

(口) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準

燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b, c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から 令和5年11月の検針日の前日 までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から 令和5年12月の検針日の前日 までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から 令和6年1月の検針日の前日 までの期間

b 低压で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低压用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高

圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。) で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

- ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{調整単価} &\quad (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} & \end{aligned}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} &\quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} &\quad (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 定額制供給の場合

- (ア) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭

### (b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

### (c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日につき	円 錢 5.76	円 錢 11.51	円 錢 23.03	円 錢 34.54	円 錢 46.05	円 錢 57.56

(e) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	350円00銭
-------------	---------

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 價

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 錢 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 錢 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 錢 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 錢 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 錢 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 錢 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 錢 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 錢 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 錢 3 厘

(ロ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 錢 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 錢 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 錢 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 錢 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 錢 4 厘

(ハ) 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 錢 8 厘
-----------------	-----------

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 錢 厘 0.224	円 錢 厘 0.449	円 錢 厘 0.898	円 錢 厘 1.346	円 錢 厘 1.795	円 錢 厘 2.243

(ホ) 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	13円64銭0厘
---------	----------

□ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭0厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間に  
おける1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天  
然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の  
算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する  
方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1　離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款にもとづき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があります、承認を申請する次第であります。

以上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

1キロワット時につき		(円)
		(a)
	低圧で供給を受ける場合	3.50
	高圧で供給を受ける場合	1.80

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh <sup>*1</sup>	※2 (a) × (b)
				(b)	
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10ワットまでの1灯につき	1灯	3.884	13.59
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1灯	7.768	27.19
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1灯	15.536	54.38
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1灯	23.304	81.56
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1灯	38.840	135.94
	電灯	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1灯	38.840	135.94
	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	11.601	40.60
	小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	23.202	81.21
	小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1機器	11.601	40.60
臨時電灯A	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	0.313	1.10
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	0.626	2.19
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1日	0.626	2.19
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	6.260	21.91
	電灯	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1日	6.260	21.91
臨時電力	動力	契約電力1キロワット1日につき	1日	6.579	23.03
	動力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき <sup>*3</sup>	1日	—	11.52
農事用電力B(脱穀調整需要)	動力	1日につき契約電力0.5キロワット	1日	1.645	5.76
	動力	1日につき契約電力1キロワット	1日	3.289	11.51
	動力	1日につき契約電力2キロワット	1日	6.579	23.03
	動力	1日につき契約電力3キロワット	1日	9.868	34.54
	動力	1日につき契約電力4キロワット	1日	13.158	46.05
	動力	1日につき契約電力5キロワット	1日	16.447	57.56
深夜電力A	動力	1契約につき	1契約	100.000	350.00

※1 みなし kWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。

具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

# 離島等供給特例承認申請書

令和 5 年 9 月 12 日

沖縄電力株式会社

# 離島等供給特例承認申請書

沖電送送企発第 6 号  
令和 5 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永 浩之  
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款  
以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款（沖電送送統発第3号令和5年5月19日届出。以下「離島約款」といいます。ただし、当該離島約款が届出により変更された場合は、変更後の離島約款をいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

#### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款15（定額電灯）(4)もしくは離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款16（従量電灯）(4)、離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款19（臨時電灯）(2)口、離島約款20（公衆街路灯）(2)口もしくは離島約款28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款17（時間帯別電灯）(4)、離島約款18（Ee らいふ）(4)、離島約款21（業務用電力）(5)、離島約款22（業務用電力II型）(3)、離島約款23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款25（低圧電力）(5)、離島約款26（高圧電力）(1)ホ、離島約款26（高圧電力）(2)ニ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款28（臨時電力）(3)口、離島約款29（農事用電力）(3)、離島約款30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款31（予備電力）(3)、離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離

島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款15（定額電灯）(4)もしくは離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款16（従量電灯）(4)、離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款19（臨時電灯）(2)口、離島約款20（公衆街路灯）(2)口もしくは離島約款28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款17（時間帯別電灯）(4)、離島約款18（Ee らいふ）(4)、離島約款21（業務用電力）(5)、離島約款22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款25（低圧電力）(5)、離島約款26（高圧電力）(1)ホ、離島約款26（高圧電力）(2)ニ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款28（臨時電力）(3)口、離島約款29（農事用電力）(3)、離島約款30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款31（予備電力）(3)、離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金は、離島約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)口(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)口(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、離島約款に定めるところによるものといたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0065$

$\beta = 0.1632$

$\gamma = 1.1152$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = \frac{(81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格})}{1,000} \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300

円以下の場合

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回る場合  
平均燃料価格は、122,300 円といたします。

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b a 以外の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）  
(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合

$$\frac{\text{基準}}{\text{燃料費調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (¤) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。  
a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- 2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合  
 燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合  
 燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合  
 燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合  
 燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
- a 定額制供給の場合
- (ア) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	19円42銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	38円84銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	77円68銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	116円52銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	194円20銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	194円20銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	58円01銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	116円01銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	116円01銭

#### (b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円57銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	3円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	3円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	31円30銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	31円30銭

(c) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	32円90銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	16円45銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	50円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	5円00銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5円00銭
	高圧で供給を受ける場合	3円00銭

### (3) 燃料費調整額

#### イ 定額制供給の場合

##### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

##### (ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

#### ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

#### (1) 定額制供給の場合

##### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	1 円 05 錢 9 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	2 円 11 錢 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	4 円 23 錢 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	6 円 35 錢 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	10 円 59 錢 5 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	10 円 59 錢 5 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 16 錢 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	6 円 32 錢 9 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	6 円 32 錢 9 厘

#### ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりいたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	8 錢 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	17 錢 1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	17 錢 1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 70 錢 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 70 錢 7 厘

#### ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 79 錢 5 厘
---------------------	--------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B  
基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2 円 72 錢 8 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27 錢 3 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27 錢 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	26 錢 3 厘

### 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、および 1 (燃料費調整額の算定) (2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による  
離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

また、内閣府の令和4年度沖縄振興特定事業推進費補助金（第6回交付決定：令和5年4月3日）および沖縄県の令和5年度一般会計補正予算（第1号：令和5年3月30日）として、電気料金の値上げによる影響を軽減することにより県民および県内事業者の負担軽減を行い、社会経済活動の下支えにつなげることを目的として、沖縄電気料金高騰緊急対策事業が実施されておりますが、令和5年10月分までの措置とされていた電気料金に対する支援が延長されることとなっております。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき5円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき3円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		(a)
従量電灯 臨時電灯B 公衆街路灯B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	50 円 00 錢
	上記を超える 1 キロワット時につき	5 円 00 錢
上記以外の場合 1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	5 円 00 錢
	高圧で供給を受ける場合	3 円 00 錢

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	(※2)
				(b)	(a)*(b)
定額電灯 公衆街路灯A	電 灯	10 ワットまで	1 灯	3.884	19 円 42 錢
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	38 円 84 錢
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	77 円 68 錢
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	116 円 52 錢
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	194 円 20 錢
		100 ワットをこえ 100 ワットまで ごとに		38.840	194 円 20 錢
	小型 機 器	50 ボルトアンペアまで	1 機 器	11.601	58 円 1 錢
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで		23.202	116 円 1 錢
		100 ボルトをこえ 100 ボルトアンペアまでごとに		23.202	116 円 1 錢

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	(※2)
			(b)	(a)*(b)
臨時電灯A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	1 円 57 錢
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	3 円 13 錢
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	3 円 13 錢
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	31 円 30 錢
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	31 円 30 錢
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 16 円 45 錢
	1 キロワット 1 日につき	1 kW	6.579	32 円 90 錢

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上

# 経済産業省

2023年9月12日  
第3号

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

## 指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の6第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

20230908第35

## 特別供給条件認可申請書

2023年9月8日

東邦瓦斯株式会社

様式第15（第20条関係）

**特別供給条件認可申請書**

東ガ管計第2023-29号

令和5年 9月 8日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

住所 名古屋市熱田区桜田町19番18号

氏名（名称及び代表者の氏名）

東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 増田 信之

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和5年11月1日から令和6年1月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は23. 単位料金の調整の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり15.00円(税込)を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. その他の事項については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとする。

### 指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の期間の延長が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、指定旧供給区域等小売供給約款に基づき算定される令和5年11月～令和6年1月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき15.00円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて準用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

## 料金の算出の根拠に関する説明書

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の以下の章、項目に記載の内容を受けて表1の通り。

### 第2章 経済再生に向けた具体的施策

#### I 物価高騰・賃上げへの取組

##### 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表1】

	令和5年11月分～令和6年1月分
1立方メートルにつき	15円 00銭

# 経済産業省

2023年9月12日  
令和5年9月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

## 最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

ガス事業法第177条第1項第10号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第51条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求める。

# **最終保障供給特例承認申請書**

2023 年 9 月 8 日

東京ガスネットワーク株式会社

様式第54（第76条関係）

**最終保障供給特例承認申請書**

504-2023：121

2023年 9月 8日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京ガスネットワーク株式会社  
代表取締役社長 沢田聰

ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別紙

### 料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和5年11月1日から令和6年1月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は28規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり15.00円（税込）を引き下げるものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

## 最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところです。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の期間の延長が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和5年11月～令和6年1月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき15.00円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請いたします。

以上

## 料金の算出の根拠に関する説明書

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の以下の章、項目に記載の内容を受けて表 1 の通り。

### 第 2 章 経済再生に向けた具体的施策

#### I 物価高騰・賃上げへの取組

##### 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表 1】

	令和 5 年 11 月分～令和 6 年 1 月分
1 立方メートルにつき	15 円 00 銭

# **最終保障供給特例承認申請書**

2023 年 9 月 8 日

大阪ガスネットワーク株式会社

様式第54（第76条関係）

**最終保障供給特例承認申請書**

NW-23-1007

2023年 9月 8日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

大阪市中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長 村田 稔

ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別紙

### 料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は 24. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1 立方メートル当たり 15.06 円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

※料金システム上、当社は LNG 価格や LPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため、記載の金額から 1 立方メートル当たり 0.01 円値引き単価が小さくなることがあります。

## 最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の期間の延長が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和5年11月～令和6年1月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき15.06円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以上

## 料金の算出の根拠に関する説明書

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の以下の章、項目に記載の内容を受けて表 1 の通り。

### 第 2 章 経済再生に向けた具体的施策

#### I 物価高騰・賃上げへの取組

##### 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表 1】

	令和 5 年 11 月分～令和 6 年 1 月分
1 立方メートルにつき	15 円 06 銭

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」について

〔 令和 4 年 10 月 28 日  
閣 議 決 定 〕

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

## 物価高克服・経済再生実現のための 総合経済対策

令和 4 年 10 月 28 日

## 第2章 経済再生に向けた具体的施策

### I 物価高騰・賃上げへの取組

#### 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

今回の物価高騰に対しては、エネルギー・食料品等に的を絞った価格高騰抑制策や特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援策を機動的かつ重層的に講じてきた。

燃料油価格の高騰に対しては、本来 200 円程度に上昇するガソリン価格を 170 円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年 1 月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年 6 月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する<sup>5</sup>。

また、低所得世帯へプッシュ型で支給する給付金<sup>6</sup>や、地域の実情に応じて電力・ガス料金の負担軽減などに柔軟に活用可能な交付金<sup>7</sup>等を予備費も活用して 9 月の追加策において措置したが、各地方自治体と連携し、地方創生臨時交付金も活用したきめ細かい支援を速やかに行き渡らせていく。

その上で、来春以降の急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するため、来年度前半にかけて、小売電気事業者等を通じ、毎月の請求書に直接反映するような形で、前例のない、思い切った負担緩和対策を講ずる。家庭に対しては、来年度初頭にも想定される電気料金の上昇による平均的な料金引上げ額を実質的に肩代わりする額を支援し、企業より手厚い支援とする<sup>8</sup>。脱炭素の流れに逆行しないよう、来年 9 月は

<sup>5</sup> 具体的には、補助額 25 円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額 25 円超の部分に対する補助率を引き上げていく。

<sup>6</sup> 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（8,540 億円）。

<sup>7</sup> 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（6,000 億円）。

<sup>8</sup> 低压契約の家庭等に対して 1 kWhあたり 7 円（家庭の現行の電気料金の 2 割程度に相当）、高压契約の企業等に対しては、FIT賦課金の負担を実質的に肩代わりする金額（1 kWhあたり 3.5 円）の支援を行う。

激変緩和の幅を縮小するものとし、並行して、省エネ、再エネ、原子力の推進等と併せて電力の構造改革をセットで進め、GXを加速する。この事業は、来年春に先駆けて着手し1月以降の可及的速やかなタイミングでの開始を目指す。

都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気とのバランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、家庭及び企業に対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する<sup>9</sup>。LPガスについては、価格上昇抑制に資する配達合理化等の措置を講ずる。

これらの電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来年1月以降、来年度前半にかけて標準的な世帯<sup>10</sup>においては総額4万5千円の負担軽減となる。

食料品についても、これまで輸入小麦の政府壳渡価格の据置きや配合飼料負担の上昇を抑制する等の措置を講じてきたが、これらに加え、引き続き、食料品価格上昇抑制や農林漁業者の経営への影響緩和の観点から必要な措置を講ずる。また、農林水産省は、食品ロス削減の取組を強化するとともに、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食に対する支援や共食の場の提供支援等を実施し、農林水産省を中心に関係省庁が連携して生活困窮者への食品支援の取組を行っていく。また、フードバンクを通じてこども食堂等に政府備蓄米を無償交付し、支援を強化する。

新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等に対し、借換え支援の強化や官民金融機関に対する柔軟な条件変更の要請等により資金繰り支援等を実施する。

物価高騰により予期せぬ不足を生じた必要な経費には、引き続き予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

また、NHKにおいて、令和5年10月から受信料を1割以上引き

---

<sup>9</sup> 家庭及び都市ガスの年間契約量が1000万m<sup>3</sup>未満の企業等に対して1m<sup>3</sup>あたり30円の支援を行う。

<sup>10</sup> 標準的な世帯は、電気で月間400kWh、ガスで月間30m<sup>3</sup>、燃料油はガソリンで月間35L、灯油で月間15Lを使用する2人以上の世帯を指す。

下げるなどを検討しており、政府としては、これを踏まえ、放送法<sup>11</sup>の規定に基づき、適切に対応する。

- ・電力料金の激変緩和策（経済産業省）
- ・ガス料金の激変緩和策（経済産業省）
- ・小売価格低減に資する石油ガス配達合理化補助金（経済産業省）
- ・小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金（経済産業省）
- ・燃料油価格の激変緩和事業（経済産業省）
- ・タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（国土交通省）
- ・漁業経営セーフティーネット構築事業（農林水産省）
- ・施設園芸等燃料価格高騰対策（農林水産省）
- ・配合飼料価格高騰緊急対策（農林水産省）
- ・食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策、食育の推進（農林水産省）
- ・子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）（内閣府）
- ・NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業（厚生労働省）
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（内閣府）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（財務省、内閣府、経済産業省、金融庁、厚生労働省、農林水産省）
- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府）
- ・生活関連物資及び公共料金等に関する調査・啓発（消費者庁）
- ・物価高騰への取組等の政府の重要施策に関する広報の実施（内閣府） 等

## 2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換

### （1）危機に強いエネルギー供給体制の構築

今回のロシアによるウクライナ侵略による国際エネルギー市場の混乱や国際的な供給不安を目の当たりにし、我が国のエネルギー供給体制やエネルギー安全保障強化の必要性が改めて明らかになった。また、エネルギー価格の高騰と円安の進行が相まって輸入物価の上昇を通じ、過去最大規模の海外への所得流出をもたらしている。

国際関係や国際商品市況の影響を過度に受けない経済構造へと

---

<sup>11</sup> 昭和 25 年法律第 132 号。

## press release

令和5年5月19日

報道関係各位

沖縄県商工労働部  
一般社団法人沖縄県経営者協会

## 電気料金の値上げの決定に伴う独自支援の開始について

沖縄県及び沖縄県経営者協会では、沖縄電力株式会社の規制部門の電気料金が6月から値上げ開始となることに伴い、「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」による支援を下記のとおり実施いたしますのでお知らせします。

## 記

**■支 援 内 容：** 下記の単価により電気料金の値引きを行った小売電気事業者等に対して、以下の支援を行う。

- ① 低圧契約：1kWhあたり3.0円（9月は1kWhあたり1.5円）
- ② 高圧契約：1kWhあたり2.3円（9月は1kWhあたり1.2円）

**■支 援 期 間：** 令和5年6月～9月（7月～10月請求分）

※支援期間については、5月下旬に確定する燃料費調整単価が適用される検針分から開始となります。

**■留 意 事 項：** 沖縄県及び経営者協会が小売電気事業者を通じて値引きを行うため、ご家庭や企業からの申請手続きは不要です。

※特別高圧契約者に対する支援については、別途、沖縄県が公募しており、申請手続きに基づき補助を実施します。

※規制料金の値引きについては、国の特定小売約款特例認可が前提となります。

## 〔主な契約メニューにおける国・県の補助を加味した場合の料金〕

契 約 種 別		1か月の使用量	旧料金	新料金	国の支援のみ	国+県の支援
			月額①	月額②		
低圧	従量料金	260kWh	8,314円	11,085円 (33.3%)	9,265円 (11.4%)	8,485円 (2.1%)
高圧	業務用電力 (500kW未満)	16,200kWh 夏季：4,860kWh その他季：11,340kWh	約48万円	約64万円 (34.3%)	約59万円 (22.5%)	約55万円 (14.7%)
	高圧電力A (500kW未満)	18,400kWh 夏季：4,970kWh その他季：13,430kWh	約47万円	約65万円 (39.0%)	約59万円 (25.2%)	約54万円 (16.2%)

※①～③は、沖縄電力が5月16日に公表した「別紙1：規制料金の値上げ影響等について」から転載しております。

④は、それに基づき沖縄県経営者協会にて試算している。

※（ ）内は、旧料金の月額①からの値上率を表示。

## 〔問い合わせ先〕

低圧補助金：沖縄県商工労働部産業政策課

連絡先 098-866-2330

高圧補助金：一般社団法人沖縄県経営者協会

連絡先 098-851-4911



### 引き続き

電気・都市ガス料金の負担軽減を行います



電気・ガス価格激変緩和対策による措置について、  
9月末まで行うこととしている支援を継続することとなりました。

#### 値引き期間

9月使用分に対する措置を当面(12月使用分まで)延長

#### 値引き単価



電気

低圧: **3.5円/kWh**  
高圧: **1.8円/kWh**



都市ガス

**15円/m<sup>3</sup>**

(※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象)

令和5年9月8日

報道関係各位

沖縄県商工労働部  
産業政策課長

## 「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」の支援期間の延長について

沖縄県では、電気料金の値上げによる県民及び県内事業者の負担軽減を行い、社会経済活動の下支えを行うことを目的に、令和5年6月～9月(使用分)の電気料金に対する支援を行っておりますが、今般、本事業による支援期間を令和5年12月(使用分)まで延長することとしましたので、お知らせします。

## 記

## 1. 支援期間及び支援単価 (単位:円)

支援期間		現在実施中		支援期間延長後
支援単価	低圧	6月～8月	9月	10月～12月
	高圧	3.0/kwh	1.5/kwh	1.5/kwh
	特別高圧	2.3/kwh	1.2/kwh	1.2/kwh
	(※1)	5.8/kwh	3.0/kwh	
	(※2)	(2.3/kwh)	(1.2/kwh)	3.0/kwh
		(3.5/kwh)	(1.8/kwh)	

※1 「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」による支援

※2 「特別高圧受電契約事業者支援事業」による支援

なお、現在実施中の特別高圧契約に対する支援は「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」と「特別高圧受電契約事業者支援事業」の合計額

## 2. 支援方法(令和5年6月～9月使用分に対する補助時から変更なし)

## ① 低圧及び高圧契約

沖縄県が小売電気事業者を通じて値引きを行うため、家庭や企業からの申請手続きは不要。(家庭や企業に届く検針票や料金明細書などで、支援内容は確認可能。)

## ② 特別高圧契約

特別高圧需要家からの申請手続きに基づき、沖縄県が直接補助を行う。公募の時期については、現在検討中。

[問い合わせ先]  
産業政策課 産業基盤班  
連絡先:098-866-2330

経済産業省

2023年9月13日  
電委第1号

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年9月13日付け2023年9月12日付第1号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

2023年9月13日  
電委第3号

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年9月13日付け2023年9月12日付第1号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

# 経済産業省

2023年9月13日  
電委第4号

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年9月13日付け2023年9月12日付資料第1号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

# 経済産業省

2023年9月13日  
電委第2号

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年9月12日付け2023年9月8日付第3号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

2023年9月12日  
電委第4号

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年9月12日付け2023年9月8日付電委第4号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。